

## 第22期第18回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和6年6月11日(火) 13:30～  
場 所 福島県水産海洋研究センター2階セミナー室  
(いわき市小名浜字松下13-2)

### 1 開会

### 2 会長挨拶

### 3 出席状況報告

### 4 議事録署名人選出

### 5 議 題

#### (1) 議案

議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について(くろまぐろ)(諮問・答申)

議案第2号 茨城県漁船の漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について(諮問・答申)

議案第3号 福島県資源管理方針の変更について(諮問・答申)

議案第4号 特定水産資源の漁獲可能量の配分について(まだら本州太平洋北部系群)  
(諮問・答申)

議案第5号 沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について

議案第6号 河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について

議案第7号 小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について

#### (2) 報告事項

ア 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の字句修正について

イ 茨城・福島連合海区協議会の結果について

ウ 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会(第60回)の結果について

### 6 閉会

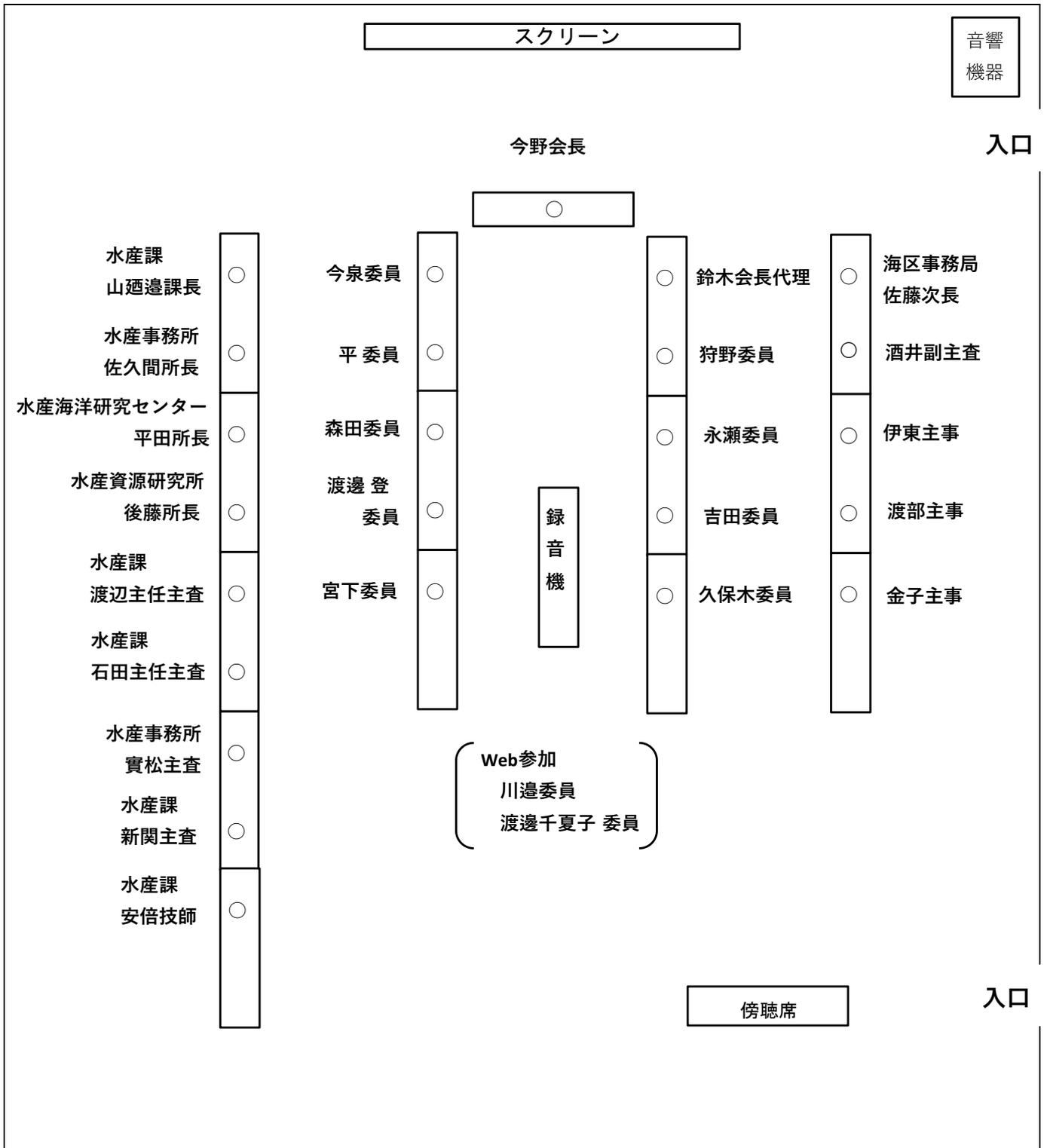
第22期第18回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

日時 令和6年6月11日(火) 13:30～  
場所 福島県水産海洋研究センター2階セミナー室

海区漁業調整委員会委員			知事部局・海区事務局職員等		
選任区分・役職	氏名	会場	所属及び職名	氏名	会場
漁業者(会長)	今野 智光	会場	水産課長(併) 海区事務局長	山廻邊 昭文	会場
学識経験(会長代理)	鈴木 哲二	会場	水産課主任主査	渡辺 透	会場
漁業者	今泉 浩一	会場	水産課主任主査	石田 敏則	会場
漁業者	狩野 一男	会場	水産課主査	新関 晃司	会場
漁業者	平 仁一	会場	水産課技師	安倍 裕喜	会場
漁業者	永瀬 哲浩	会場	水産事務所長	佐久間 徹	会場
漁業者	森田 政利	会場	水産事務所主査	實松 敦之	会場
漁業者	吉田 康男	会場	水産海洋研究 センター所長	平田 豊彦	会場
漁業者	渡邊 登	会場	水産資源研究所長	後藤 勝彌	会場
学識経験	川邊 みどり	WEB	海区委員会事務局 次長(業務担当)	佐藤 太津真	会場
学識経験	久保木 幸子	会場	〃 副主査	酒井 理沙	会場
学識経験	渡邊 千夏子	WEB	〃 主 事	伊東 亮太	会場
中立	宮下 朋子	会場	〃 主 事	渡部 もも	会場
			〃 主 事	金子 正子	会場

第22期第18回福島海区漁業調整委員会 席次

日時 令和6年6月11日(火) 13:30～  
 場所 福島県水産海洋研究センター2階セミナー室



特定水産資源の漁獲可能量の変更について（諮問・答申）  
（くろまぐろ）



6 生流第 9 3 2 号  
令和 6 年 5 月 3 1 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき別紙のとおり変更したいので、同項で準用する同条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 酒井 電話 024-521-7379）

(別 紙)

- 1 概 要： 特定水産資源のうちくろまぐろ（小型魚）について、国から通知された数量に基づき、福島県資源管理方針に則して令和6管理年度の知事管理分の漁獲可能量を変更するもの。
- 2 根拠法令等： 漁業法第16条第5項（知事管理漁獲可能量の変更）
- 3 変更の必要性： 特定水産資源である「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」に関する令和6管理年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の都道府県別漁獲可能量について、漁業法第15条第6項の規定に基づき変更され、令和6年5月31日付け6水管第735号で農林水産大臣より通知された。  
このことから、同法第16条第5項に基づき知事管理漁獲可能量を当初配分量から変更する必要がある。
- 4 変更の内容： 農林水産大臣から通知された数量に基づき、福島県知事管理漁獲可能を変更する。

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（変更前との差）		知事管理区分	漁獲可能期間	知事管理区分に配分する数量	
	当初	変更後			当初	変更後
くろまぐろ（小型魚）	11.7 トン	<u>19.9</u> トン (+8.2 トン)	福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)	R6.4.1 ～ R6.9.30	5.8 トン	<u>7.2</u> トン (+1.4 トン)
			福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(下半期)	R6.10.1 ～ R7.3.31	5.9 トン	<u>12.7</u> トン (+6.8 トン)
くろまぐろ（大型魚）	1.0 トン	1.0 トン (±0 トン)	福島県くろまぐろ(大型魚)漁業	R6.4.1 ～ R7.3.31	1.0 トン	1.0 トン (±0 トン)

(別 紙)

(1) 都道府県別漁獲可能量について

- ・ 小型魚の追加配分 8.2 トンの内訳：

- ① 令和 5 管理年度の漁獲可能量の未利用分繰越 0.1 トン
- ② 令和 5 管理年度当初配分量の比率による配分 1.0 トン
- ③ 消化率メリット (※) 7.1 トン

※ 消化率メリット：令和 5 管理年度分の消化率が 8 割以上の都道府県が配分対象となるもの。

- ・ 大型魚は混獲管理分として配分されており、繰越による追加配分はなし。

(2) 知事管理漁獲可能量の配分について

- ・ 現状として、小型魚について、上半期の漁獲実績は 7.2 トン (小数点二位以下を切り上げ) で、当初配分していた 5.8 トンを上回っている (1.4 トン)。なお、令和 6 年 4 月 24 日に採捕停止命令を発出し、4 月 25 日から 9 月 30 日までを採捕停止期間としている。
- ・ 小型魚の追加配分 8.2 トンのうち、上半期で当初の知事管理漁獲可能量を超過した分と同数の 1.4 トンを上半期に割り当て、残りの 6.8 トンを下半期に割り当てる。

5 諮問予定：令和 6 年 6 月 11 日

第 22 期第 18 回福島海区漁業調整委員会で諮問

(経過及び今後のスケジュール)

- ・ 令和 6 年 6 月 4 日  
水産庁によるくろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の官報掲載
- ・ 令和 6 年 6 月 11 日  
第 22 期第 18 回福島海区漁業調整委員会で諮問・答申
- ・ 令和 6 年 6 月中旬  
県から大臣へ知事管理漁獲可能量変更承認申請・回答
- ・ 令和 6 年 6 月下旬  
知事管理漁獲可能量公表 (県報掲載、水産課 HP)

福島県告示第            号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第五項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和六管理年度（令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和六年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 上半期（令和六年四月一日から同年九月三十日まで）
  - (1) 知事管理区分 福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）
  - (2) 配分する数量 七・二トン
- 2 下半期（令和六年十月一日から令和七年三月三十一日まで）
  - (1) 知事管理区分 福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）
  - (2) 配分する数量 十二・七トン



6水管第735号  
令和6年5月31日

福島県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (福島県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚) ※不等量交換	11.7 トン	11.7 トン
くろまぐろ (大型魚) ※不等量交換	1.0 トン	1.0 トン
くろまぐろ (小型魚) ※追加配分	11.7 トン	19.9 トン
くろまぐろ (大型魚) ※追加配分	1.0 トン	1.0 トン

茨城県漁船の漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について（諮問・答申）



6 生流第 7 9 2 号  
令和 6 年 5 月 23 日

福島海区漁業調整委員会  
会長 今野 智光 様

福島県知事



茨城県漁船の漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間  
及び許可の基準を定める件について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下、「法」という。）  
第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び福島県漁業調整規則  
（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下、「規則」という。）第 11 条第 1 項に掲げる  
事項に関する制限措置の内容及び許可を申請すべき期間並びに規則第 11 条第 5  
項に掲げる許可の基準を別紙のとおり定めたいので、法第 58 条において読み替  
えて準用する法第 42 条第 3 項及び規則第 11 条第 3 項並びに同条第 5 項の規定  
により、貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 主査 新関 電話 024-521-7379）

(別 紙)

## 1 概 要

福島・茨城相互入会漁業の許可にあたり、福島県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号の制限措置の内容及び申請すべき期間（以下「制限措置等」という。）を定めるもの。

また、公示した船舶の数を超える申請があった場合に、許可等をする者を定めるための許可の基準を定めるもの。

(参考)

入会漁業の種類（福島県から茨城県船に対する許可）

小型機船底びき網漁業	板びき網漁業
	自家用釣餌料板びき網漁業
機船船びき網漁業	しらうお、こうなご（通称めろうど含む）、しらすひき網漁業
	さよりひき網漁業
	おきあみひき網漁業
どう漁業	

## 2 根拠法令等

福島県漁業調整規則第 11 条第 1 項及び第 5 項

## 3 制限措置等及び許可の基準の必要性

現在の福島・茨城相互入会漁業の許可の有効期間が令和 6 年 8 月 31 日で満了する。令和 6 年 9 月 1 日からの許可をするにあたり、制限措置の内容及び申請期間を定める必要があるため。

また、制限措置で公示した船舶の数を超える申請があった場合は、許可の基準により許可等をする者を定めるため。

## 4 制限措置等及び許可の基準の内容

制限措置の内容は、茨城・福島連合海区協議会（令和 6 年 5 月 21 日開催）で合意のあった内容が、これまでの許可枠の内数の許可等をすべき船舶等の数であり、資源管理上支障のないものと判断されることから、合意内容どおり設定する。

漁業を営む者の資格については、茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者とする。

許可の基準については、沿岸漁業の経営安定の観点から、現に許可を受けている者を優先するものとし、順位付けを行う。

(今後の予定)

6月11日

福島海区漁業調整委員会諮問・答申

6月25日

制限措置等の公示

<公表方法>

制限措置の内容及び申請すべき期間

・・・福島県報、水産課ホームページ

許可の基準

・・・水産課ホームページ

7月24日

申請期限（1か月）

8月中旬

規則第9条の許可等をしない事案がある場合の海区委諮問

8月下旬

許可証発給

9月1日～

許可の有効期間開始

第1 小型機船底びき網漁業（茨城県からの入会）

1 制限措置

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

11 隻

(3) 船舶の総トン数

総トン数 15 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(4) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(5) 操業区域

宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東 9 海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東 5 海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東 2.5 海里の点、同市番所灯台中心点正東 3.5 海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東 5 海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

(6) 漁業時期

毎年 9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 6 年 6 月 25 日から令和 6 年 7 月 24 日

3 許可の有効期間

令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで

## 第2 小型機船底びき網漁業（茨城県からの入会）

### 1 制限措置

#### (1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料板びき網漁業）

#### (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

30 隻

#### (3) 船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

#### (4) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

#### (5) 操業区域

いわき市小名浜下神白字番所 25-14 番所灯台中心点（北緯 36 度 56 分 08 秒）から真方位 90 度の線以南の共同漁業権漁場を除く福島県の海面

#### (6) 漁業時期

平潟・大津地区：毎年1月1日から9月30日まで

その他の地区：毎年5月1日から9月30日まで

#### (7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者

### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年6月25日から令和6年7月24日

### 3 許可の有効期間

令和6年9月1日から令和9年8月31日まで

### 第3 機船船びき網漁業（茨城県からの入会）

#### 1 制限措置

##### (1) 漁業種類

機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業）

##### (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

74 隻

##### (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

##### (4) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

##### (5) 操業区域

いわき市小名浜下神白字番所 25-14 番所灯台中心点（北緯 36 度 56 分 08 秒）から真方位 90 度の線以南の福島県の海面（次の基点と点ア、点イ、点ウを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く）

基点 いわき市勿来町関田北町地内窪田川川口水門

点ア 基点より真方位 110 度 1,200 メートルの点

点イ 点アより真方位 190 度 1,500 メートルの点

点ウ 点イより真方位 290 度の線と最大高潮時海岸線との交点

##### (6) 漁業時期

毎年3月1日から12月31日まで

##### (7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者

#### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年6月25日から令和6年7月24日

#### 3 許可の有効期間

令和6年9月1日から令和9年8月31日まで

#### 第4 機船船びき網漁業（茨城県からの入会）

##### 1 制限措置

###### (1) 漁業種類

機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）

###### (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

80 隻

###### (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

###### (4) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

###### (5) 操業区域

いわき市小名浜下神白字番所 25-14 番所灯台中心点（北緯 36 度 56 分 08 秒）から真方位 90 度の線以南の福島県の海面

###### (6) 漁業時期

毎年 12 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

###### (7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者

##### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 6 年 6 月 25 日から令和 6 年 7 月 24 日

##### 3 許可の有効期間

令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで

## 第5 機船船びき網漁業（茨城県からの入会）

### 1 制限措置

#### (1) 漁業種類

機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）

#### (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

100 隻

#### (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

#### (4) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

#### (5) 操業区域

合磯岬（北緯 36 度 58 分 23 秒）から真方位 90 度の線以南の小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手操網漁業及び板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県の海面

#### (6) 漁業時期

毎年 2 月 11 日から 7 月 31 日まで

#### (7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者

### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 6 年 6 月 25 日から令和 6 年 7 月 24 日

### 3 許可の有効期間

令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで

## 第6 どう漁業（茨城県からの入会）

### 1 制限措置

(1) 漁業種類

どう漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

10 隻

(3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった総トン数以下

(4) 推進機関の馬力数

申請のあった馬力数以下

(5) 操業区域

いわき市小名浜下神白字番所 25-14 番所灯台中心点（北緯 36 度 56 分 08 秒）から真方位 90 度の線以南かつ小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県の海面

(6) 漁業時期

毎年7月1日から8月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者

### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年6月25日から令和6年7月24日

### 3 許可の有効期間

令和6年9月1日から令和9年8月31日まで

## 茨城県からの入会に係る漁業の許可の基準（案）

令和 6 年 月 日  
福島県農林水産部水産課

許可又は起業の認可をすべき船舶の数が、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号）第 11 条第 1 項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、次の優先順位に従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

なお、優先順位を判断するために必要となる書類の追加提出の求めに期限内に応じない場合においては、順位 3 の最下位とする。

- 順位 1 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、その許可又は起業の認可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- 順位 2 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者から、この許可又は起業の認可を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- 順位 3 1 年のうちに沿岸漁業を営み又は従事する日数が多い者

福島県資源管理方針の変更について（諮問・答申）



6 生流第 6 0 9 号  
令和 6 年 5 月 1 0 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事  


福島県資源管理方針の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき福島県資源管理方針を別紙のとおり変更したいので、同条第 10 項において準用する同条第 4 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部 水産課 技師 安倍 電話 024-521-7376）

(別紙)

- 1 変更の概要：特定水産資源へ「まだら本州太平洋北部系群」が追加となる見込みであり、本系群について国から県に対して、漁獲可能量の配分（6,060 トンの内数）が見込まれることとなったことを受け、令和 6 管理年度の知事管理区分の漁獲可能量を設定するため、県資源管理方針に新たに魚種を追加する。
- 2 根拠法令：漁業法第 14 条第 9 項（県資源管理方針の変更）  
漁業法第 16 条第 1 項（知事管理漁獲可能量の設定）
- 3 変更の必要性：特定水産資源となる見込みである「まだら本州太平洋北部系群」の令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日）当初配分数量について、同法第 15 条第 1 項第 2 号に基づき農林水産大臣が定めることとなるが、その範囲内において知事が策定する県資源管理方針に即して、知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。
- 4 変更の内容
  - (1) 県資源管理方針に「まだら本州太平洋北部系群」の資源管理方針を別紙 1-7 として新たに追加する。（記載の方法は、「知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」によった）
  - (2) 農林水産大臣の策定数量「6,060 トンの内数」に基づき、「まだら本州太平洋北部系群 6,060 トンの内数」とする。

福島県資源管理方針 新旧対照表

改正案	現行
<p>福島県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、福島県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p>福島県知事 内堀 雅雄</p> <p>令和2年12月1日            改正 令和3年7月1日            改正 令和4年3月29日            改正 令和6年3月26日            改正 令和6年 月 日</p> <p>第1～第7 略</p> <p>第8 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針、特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 くるまぐろ（小型魚）」から「別紙1-7 まだら本州太平洋北部系群」までに、それぞれ定められるものとする。</p> <p>(別紙1-4)～(別紙1-6) 略</p>	<p>福島県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、福島県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p>福島県知事 内堀 雅雄</p> <p>令和2年12月1日            改正 令和3年7月1日            改正 令和4年3月29日            改正 令和6年3月26日</p> <p>第1～第7 略</p> <p>第8 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針、特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 くるまぐろ（小型魚）」から「別紙1-6 するめいか」までに、それぞれ定められるものとする。</p> <p>(別紙1-4)～(別紙1-6) 略</p>

(新設)

(別紙 1-7)

第 1 特定水産資源

まだら本州太平洋北部系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まだら本州太平洋北部系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

② の対象とする漁業がまだら本州太平洋北部系群の採捕を行う水

域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業、固定式さし網漁業及びその他の福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだら本州太平洋北部系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まだら本州太平洋北部系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

	<p><u>特になし。</u></p> <p>第5 <u>その他資源管理に関する重要事項</u> <u>資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第</u> <u>1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。</u></p>
--	---

福島県資源管理方針  
(変更案)

令和6年 月

## 福島県資源管理方針

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、福島県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。

福島県知事 内堀 雅雄

令和2年12月1日  
改正 令和3年7月1日  
改正 令和4年3月29日  
改正 令和6年3月26日  
改正 令和6年 月 日

### 第1 資源管理に関する基本的な事項

#### 1 漁業の状況

本県の水産業は、東北地方太平洋沖地震の前年である平成22年の海面漁業生産量では7万9千トンで全国16位、生産額は182億円で全国17位と全国的には中位に位置していた。震災の影響により沿岸漁業が操業自粛を余儀なくされたが、漁業再開に向け、福島県漁業協同組合連合会は平成24年6月から小規模な操業と販売を行う試験操業を開始した。試験操業は、徐々に対象種・海域等を拡大し、震災前に行っていたほぼ全ての漁業種類が操業可能となり、出荷先や市場での一定の評価を得るなど、その目的が達成されたことから、令和3年3月で終了し、令和3年4月から本格的な操業に向けた取組へと移行した。令和元年の生産量は6.9万トンで全国14位、生産額は87億円で全国34位となっている。また、平成30年における漁業就業者数は、約1.1千人であり、産地魚市場を有する沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

#### 2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

### 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

### 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

#### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

## 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

## 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

## 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

## 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理を組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせる資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

### 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

### 3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第7 福島県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第8 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1-7 まだら本州太平洋北部系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する全ての漁業

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から同年9月30日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理区分中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理区分の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

2 福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(下半期)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

10月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理区分中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理区分の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限り

ではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量すべてを知事管理区分に配分する。また、各知事管理区分への配分量は、知事管理区分における資源管理の取組み状況及び当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めるものとする。

福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)の配分量に未利用分が生じた場合には、当該未利用分の全てを福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(下半期)に繰越せるものとする。

また、福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)における漁獲量の総量が配分された数量を超えた場合には、知事管理区分の配分量の総量を超えない限り、福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(下半期)から超過分の配分量を差し引き、超過した福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)に充当するものとする。

なお、融通等を含め本県に追加配分された漁獲可能量は、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて配分するものとする。

### 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

#### 1 緊急報告体制

1隻1日当たり100キログラムを超える量の採捕があった場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

### 第5 その他資源管理に関する重要事項

#### 1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福島県くろまぐろ (大型魚) 漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 9 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県くろまぐろ (大型魚) 漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源  
まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
福島県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業(漁業法第 57 条第 1 項及び漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 1 項第 2 号に定める小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。)、沿岸流し網漁業(福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 5 号に定める刺し網漁業をいう。以下同じ。)、小型定置網漁業(福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 11 号に定める小型定置漁業をいう。以下同じ。)、固定式さし網漁業(福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 8 号に定める固定式刺し網漁業をいう。以下同じ。)及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準  
全量を福島県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻日)
小型機船底びき網漁業	5,000 隻日
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網漁業	142,800 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項  
特になし。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まいわし太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわし太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まいわし太平洋系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位：隻日)
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網	142,800 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業、固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位：隻日)
小型機船底びき網漁業	5,000 隻日
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網漁業	142,800 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源  
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
福島県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がするめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業、固定式さし網漁業  
及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所  
の所在地がある者がするめいかを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない  
管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準  
全量を福島県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業に  
おいては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせ  
て行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の  
左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位：隻日)
小型機船底びき網漁業	5,000 隻日
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網漁業	142,800 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項  
特になし。

(別紙 1 - 7)

第 1 特定水産資源

まだら本州太平洋北部系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まだら本州太平洋北部系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまだら本州太平洋北部系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業、固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだら本州太平洋北部系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まだら本州太平洋北部系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

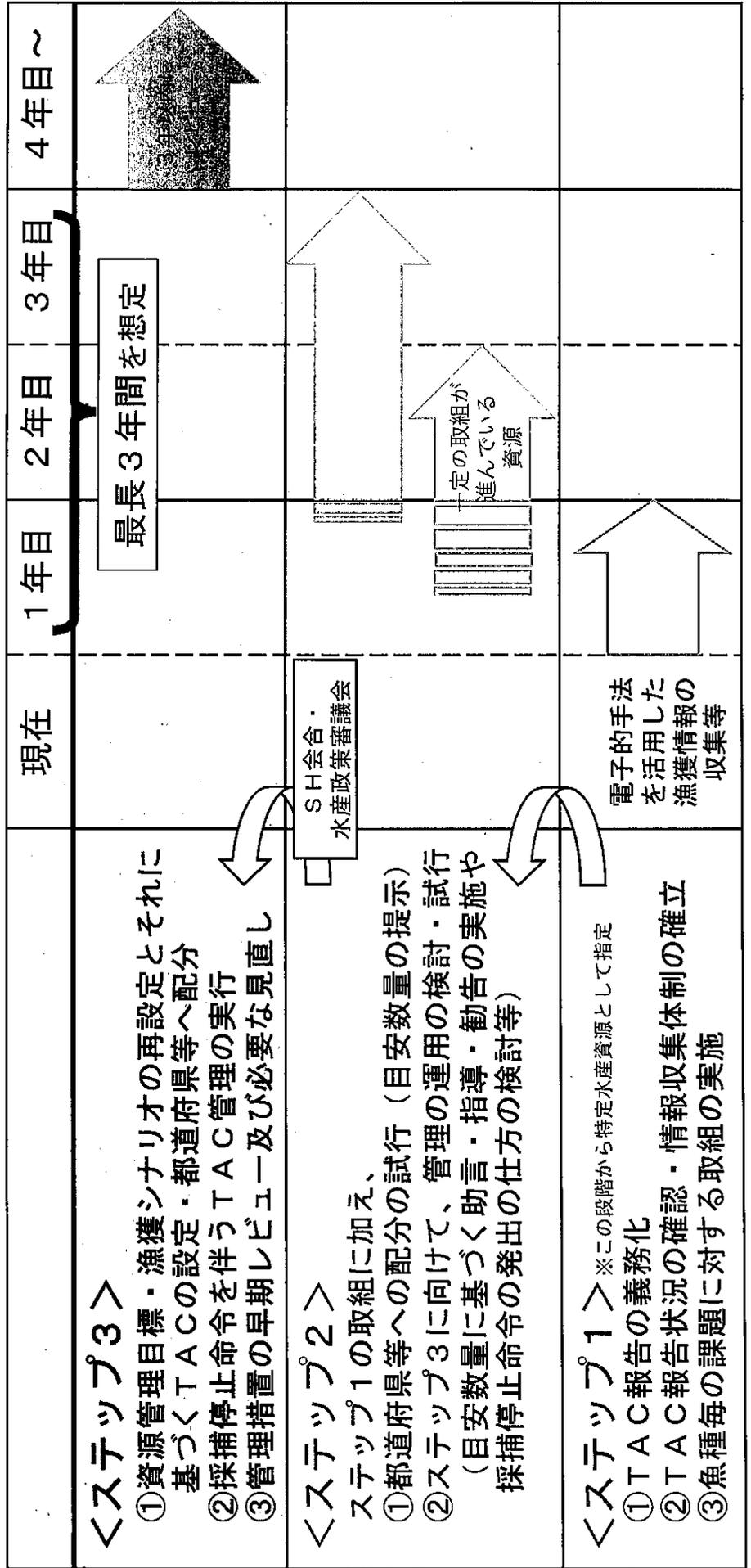
第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

# TAC管理のステップアップの考え方

(参考資料)

- 新たなTAC魚種については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次発展させていく「ステップアップ管理」を導入。
- 「ステップアップ管理」の考え方及びスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、具体的には以下の3つのステップに分けて、通常のTAC管理導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ2までの間に課題解決の取組等に十分な進展を得ることとし、ステップ3へ移行する前には、ステークホルダー（SH）会合を開催してステップ2までにおける取組状況等について意見交換を実施。  
(ステップ1・2で最長3年間で想定)



# ステップアップ管理の具体的内容

	ステップ1	ステップ2	ステップ3
資源管理の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業法第12条第1項第1号に基づく目標（漁業の実態等を踏まえた目標（PGY）も含む）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでに得られた情報を基に更新した資源評価に基づき設定</li> </ul>
漁獲シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源管理の目標を達成する漁獲シナリオを選択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな資源管理の目標に基づき漁獲シナリオを選択</li> </ul>
TACの設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁獲シナリオから導かれるABCの範囲内で設定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>左に同じ</li> </ul>
TACの配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない</li> <li>ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管理を行うために参考となる数量を提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県等への配分の試行を実施（自主的な資源管理の取組内容を含む漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等の検討を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配分ルールに基づき、都道府県等へ配分（漁獲量上位8割に含まれる場合は数量明示、それ以外は現行水準とする）</li> </ul>
漁獲が積み上がった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする ※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする。ただし、「採捕停止命令」の発出の仕方を検討 ※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ステップ2までの結果を踏まえ、法第32条及び第33条に基づく「助言・指導・勧告・採捕停止命令」を実施</li> </ul>
自主的な資源管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>従前から行われている自主的な取組を引き続き実施しつつ、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>自主的な資源管理の効果の検証を踏まえ、管理の工夫に反映</li> </ul>
魚種毎の課題に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源の特性や漁業の実態を踏まえて、関係者間で、通常のTAC管理導入に当たっての課題を整理し、ステップ2までの間に十分な進展を得ることとする</li> <li>ステップ3へ移行する前にSH会合を開催して、ステップ2までにおける取組状況等について意見交換</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>導入された運用等により課題解決が図れているかを検証</li> <li>必要に応じ運用の改良等を検討</li> </ul>

※ 漁獲実績を積み上げるために明らかに明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うものとする。

特定水産資源の漁獲可能量の配分について（諮問・答申）  
（まだら本州太平洋北部系群）



6 生流第 9 3 4 号  
令和 6 年 5 月 3 1 日

福島海区漁業調整委員会 会長 様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 酒井 電話 024-521-7379）

(別紙)

## 1 概要

特定水産資源のうち、「まだら本州太平洋北部系群」について、変更予定の福島県資源管理方針（以下、「資源管理方針」という。）に即して、令和6管理年度の知事管理区分の漁獲可能量を設定するもの。

## 2 根拠法令等

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）

## 3 策定の必要性

特定水産資源である「まだら本州太平洋北部系群」の令和6管理年度（令和6年7月1日～令和7年6月30日）の都道府県別漁獲可能量の当初配分数量は、法第15条第1項の規定に基づき定められ、農林水産大臣から通知される。

知事は、資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理漁獲可能量を定める必要がある。

※農林水産大臣が定める数量については、令和6年5月13日付け6水管第524号で通知された。

## 4 策定の内容

資源管理方針（※1）に定める漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準に即して、以下のとおり定める。

特定水産資源	本県に配分が見込まれる都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量
まだら本州太平洋北部系群	6,060 トンの内数(※2)	6,060 トンの内数

※1 現行の資源管理方針に「まだら本州太平洋北部系群」の定めはないが、追加が予定されており、漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は「全量を福島県まだら本州太平洋北部系群漁業に配分する」とされる予定である。

※2 国としての「まだら本州太平洋北部系群」の漁獲可能量が6,060トンであり、大臣管理区分（沖合底びき網漁業）と知事管理区分（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）に配分されている。都道府県に示されるのは参考数量であり、漁獲が積み上がった場合でも、法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わない。

## 5 諮問予定

令和6年6月11日開催 第22期第18回福島海区漁業調整委員会で諮問

(今後の予定)

令和6年6月4日 官報掲載

令和6年6月11日 第22期第18回福島海区漁業調整委員会諮問・答申  
令和6年6月中旬 県から大臣へ知事管理漁獲可能量承認申請・承認通知  
令和6年6月下旬 知事管理漁獲可能量の公表（県報登載、水産課HP）

福島県告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、まだら本州太平洋北部系群に関する令和六管理年度（令和六年七月一日から令和七年六月三十日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和六年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 知事管理区分 福島県まだら本州太平洋北部系群漁業
- 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（六、〇六〇トンの内数）の全量



6水管第524号  
令和6年5月13日

福島県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群	現行水準	0.00%	100トン未満
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群			
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			

ずわいがにオホーツク海南部			
まだら本州太平洋北部系群	6,060 トンの内数	—	
まだら本州日本海北部系群			
まだら北海道太平洋			
まだら北海道日本海			

沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について

福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和6年 月 日

福島海区漁業調整委員会  
会長 今野 智光

一 操業の承認

最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深100メートル以深の福島県の海域において、はえなわ漁業(浮きはえなわ漁業を除く。)を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数7トン未満とする。

三 操業期間

一に規定する海域における操業期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までとする。

四 制限又は条件

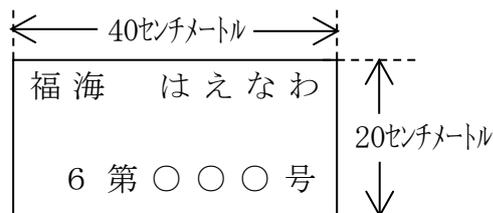
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

北緯37度17分49秒以南の水深100メートルから水深300メートルの福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

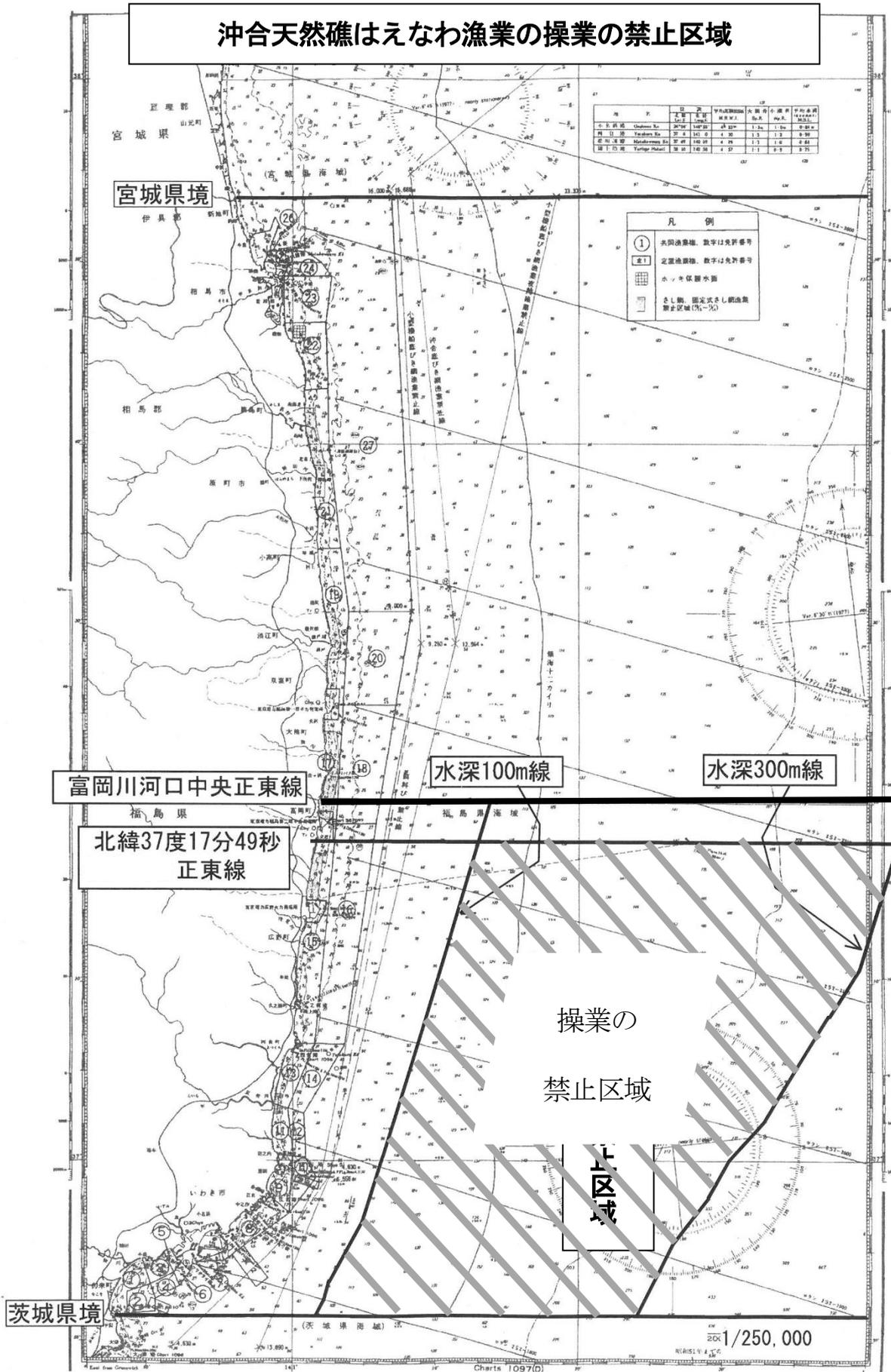
五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までとする。

# 沖合天然礁はえなわ漁業の操業の禁止区域



海名	緯度	経度	水深	水深	水深	水深	水深
	北緯	東経	100m	200m	300m	400m	500m
小笠原諸島	35°50'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
神奈川	35°40'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
相模湾	35°30'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆	35°20'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆諸島	35°10'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆半島	35°00'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆列島	34°50'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆諸島	34°40'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆半島	34°30'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆列島	34°20'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆諸島	34°10'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆半島	34°00'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆列島	33°50'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆諸島	33°40'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆半島	33°30'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆列島	33°20'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆諸島	33°10'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆半島	33°00'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆列島	32°50'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆諸島	32°40'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆半島	32°30'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆列島	32°20'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆諸島	32°10'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆半島	32°00'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆列島	31°50'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆諸島	31°40'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆半島	31°30'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆列島	31°20'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆諸島	31°10'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆半島	31°00'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆列島	30°50'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆諸島	30°40'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆半島	30°30'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆列島	30°20'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆諸島	30°10'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
伊豆半島	30°00'	139°30'	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

凡例

① 天然漁場、数字は免許番号

② 定置漁場、数字は免許番号

③ ホッケ保護水域

④ さし網、固定式さし網漁業禁止区域(凡一)

## 沖合天然礁はえなわ漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和 60 年

対象魚種：マダラ

承認海域：富岡川以南の沖合天然礁海域（通称「沖天」）

### 【指示発動までの経過】

昭和 57 年：千葉県船（外川港）の大挙来集、双葉地区漁業者の刺網による沖天漁場独占への苦情。

昭和 58～59 年：茨城県（川尻港）はえなわ船による沖天漁場独占への苦情。

昭和 59 年 1 月：四倉～江名の漁業者による対県強訴。

➡ 3 年越し要望の他県船排除（許可制移行）を強要。

### 【指示発動の理由】（第 13 期第 2 回委員会：昭和 60 年 1 月 21 日）

- ・はえなわ漁業は、隣の茨城県は（知事）許可制なのに本県は自由漁業。この不平等に対する漁業者不満は根強い。
- ・県は対応として、当座の策として委員会指示の発動を提案し、以後は経過をみながら（知事許可移行で）処置することと位置付けた。

### 【指示内容等の推移】

年月	対象船舶	操業期間	承認内容・条件等
S60. 1月 11月	3ト以上 ～7ト未満 3ト以上	2/1～ 翌1/31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承認海域 ⇒ 富岡川河口正東線以南＋水深100m以深</li> <li>・承認方針 ⇒ 県内外とも実際には承認を与えない。</li> <li>・県内実績船⇒ 勿来の1隻には内部で自粛を求める。</li> </ul>
S62			<ul style="list-style-type: none"> <li>・請戸はえなわ船7隻が新規着業</li> </ul>
H 1 1月 12月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・承認方針 ⇒ 県外船は承認せず、県内実績船は黙認する。</li> <li>・県が調整会議で知事許可移行を提案 ⇒ 関係漁業者同意</li> </ul>
H 2 1月		10/1～ 翌4/30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承認方針 ⇒ 許可制実現まで県提案の指示内容で継続発動を合意</li> <li>* 県内操業船：勿来3隻＋請戸7隻</li> </ul>
H 2 6月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事許可移行を前提とした指示内容で発動することを決定</li> <li><b>承認枠 ⇒ 組合毎に定数を設けて承認付与</b> (勿来3 小浜1 小名浜3 江名町3 豊間1 沼之内1 四倉2 久之浜3) 計 17隻</li> <li>承認海域 ⇒ ガス田以北は水深100m以深 ⇒ ガス田以南は水深350m以深</li> </ul>
H 4 1月	7ト未満		<ul style="list-style-type: none"> <li>承認海域 ⇒ 富岡川河口～ガス田は水深100m以深 (相双地区) ⇒ ガス田以南は水深350m以深 (いわき地区)</li> <li>*いわき地区に「沖天利用協議会」発足、操業協定締結</li> </ul>
H 6 1月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象漁業から「浮きはえなわ」を除外</li> </ul>
H12 1月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、知事許可移行の不当性、現行指示の欠陥を強調</li> </ul>
H16-17			<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわき市漁協主催の漁業者協議会を開催し指示改正を論議</li> </ul>
H17			<ul style="list-style-type: none"> <li>承認方針 ⇒ 試験的に新規着業参入を実施 (参加実績：四倉2隻＋江名1隻)</li> </ul>
H18 7月		10/1～ 翌3/31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者協議会で制限条件見直しを合意⇒禁止水深350m→300m (参加実績：四倉2隻＋江名1隻)</li> </ul>
H20 2月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者協議会で現状内容継続を最終決定し、検討作業終了 (参加実績：江名1隻)</li> </ul>

表1 はえなわ漁業承認・操業実績

(操業隻数/承認隻数)

支所等	勿来	小浜	小名浜	江名町	豊間	沼之内	四倉	久之浜	いわき計	請戸	合計
H22	3/3	0	0	0	0	0	0/2	0/2	3/7	0/1	3/8
H23~26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H27	1/3	0	0	0	0	0	0	0	1/3	0	1/3
H28, 29	0/3	0	0	0	0	0	0	0	0/3	0	0/3
H30	0/3	0	0	0/1	0	0	0	0	0/4	0	0/4
R1	0/3	0	0	0/1	0	0	0	0	0/4	0	0/4
R2	0/3	0	0	0/1	0	0	0	0	0/4	0	0/4
R3	0/3	0	0	0/1	0	0	0	0	0/4	0	0/4
R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表2 いわき地区におけるはえなわ及び一本釣りによるマダラの漁獲実績

年	は え な わ (A)									一 本 釣 (B)			計(A+B)		
	勿 来 (ア)			勿来以外(イ)			いわき地区(ア+イ)			kg	千円	円/kg	kg	千円	円/kg
	kg	千円	円/kg	kg	千円	円/kg	kg	千円	円/kg						
24	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	-	0	-	-
25	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	-	0	-	-
26	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	-	0	-	-
27	747	-	-	0	-	-	747	-	-	0	-	-	747	-	-
28	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-
29	0	0	-	0	0	-	0	0	-	57	9	158	57	9	158
30	0	0	-	0	0	-	0	0	-	388	228	588	388	228	588
R1	0	0	-	0	0	-	0	0	-	85	73	859	85	73	859
R2	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
R3	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
R4	0	0	-	0	0	-	0	0	-	11	6	545	11	6	545
R5	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-

\* 平成24年~令和3年3月は試験操業による実績

\* 令和5年は速報値

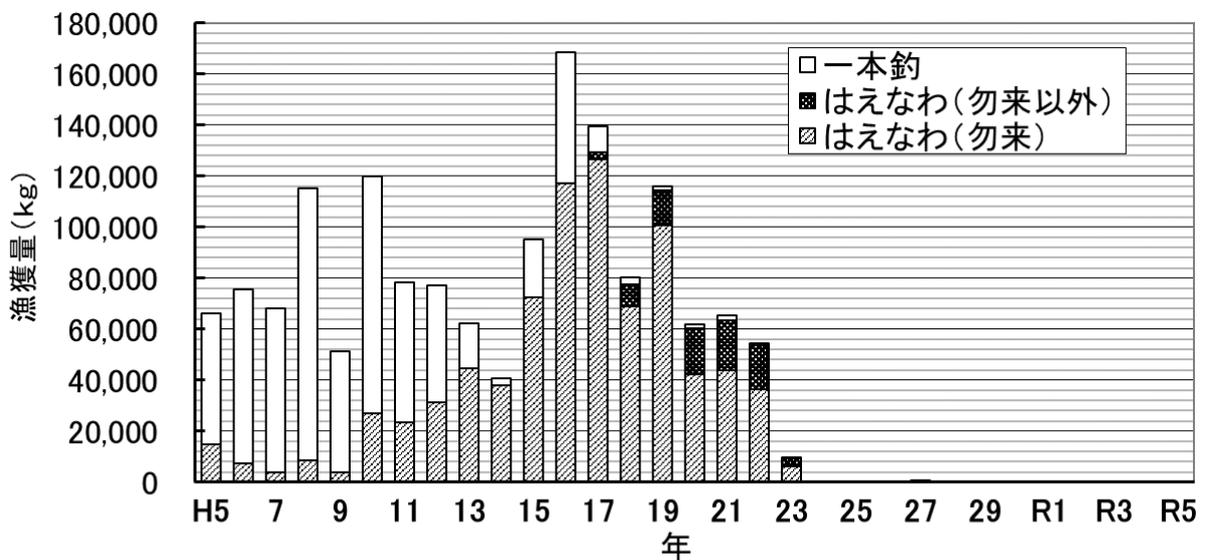


図1 いわき地区におけるはえなわ及び一本釣りによるマダラの漁獲実績

河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について

福島海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和6年 月 日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野 智光

福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号）第41条の2第1号から第5号に規定する区域においては、令和6年10月15日から同年11月14日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。

## 河口付近はえなわ漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和56年

対象魚種：サケ（回帰親魚）

対象海域：主要サケ増殖河川の海面の河口周辺

### 【指示発動までの背景】

発端：本県サケ増殖団体から要望（全沿岸域沖合1kmをサケ採捕禁止区域にしたい）

背景：当時はサケ資源増大を目指した時期（沿岸漁業振興策）

経過：県は漁業調整規則で河口付近の刺し網漁業を禁止する方向で検討。

海区は諮問を受けて小委員会を設置し検討→現在の禁止区域で答申

河口付近の禁止区域の南北距離は5km（請戸川北側の3kmは特例的距離）

昭49年：県の調整規則で河口付近の刺し網漁業を禁止（旧規則45条の2）

漁業：刺し網、固定式刺し網。禁止期間：10月15日から11月14日。

昭55年：・岩手県でサケはえなわが解禁、本県でも着業の動きが見られ、採卵親魚の確保が危惧された。

・遡上数は漸増したものの未だに増大計画は達成できず、海面捕獲の更なる制限が必要とされた。

### 【指示発動の理由】（第12期第7回委員会：昭和56年9月25日）

- ・サケはえなわ漁業は全面的に禁止したいが、河口付近だけでも禁止を検討願いたい。
- ・スズキはえなわ操業者にとっては死活問題との反対もあるが、サケ資源増大の重要性に鑑み、指示発動を決議する。

### 【指示内容等の推移】

年度	禁止河口域
昭和56年度	真野川、新田川、請戸川、熊川、富岡川、井出川、木戸川、夏井川、鮫川の9河川
平成17年度	増殖事業を終了した鮫川を対象外(H13度:最終放流、H16度:最終回帰)
平成29年度	震災以降増殖事業の中断を余儀なくされた請戸川、熊川、富岡川について、遡上保護が必要となるまで禁止区域を設定しない。
平成30年度	増殖事業を再開したことから富岡川に禁止区域を設定。
令和2年度	今後増殖事業の再開が見込まれることから、震災前と同様に鮫川を除く8河川を設定。
〃	福島県漁業調整規則(令和2年福島県規則第68号)の制定において、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業における主要河川の河口周辺海域での一定期間の採捕禁止は、知事許可漁業の許可の条件として整理することが適当と判断し、規則から削除。
令和3年度	操業実態として、対象となる刺し網漁業は漁業権に基づくものが多く、知事許可漁業と同様に制限する必要があることが判明したため、新規則の一部を改正し、さけ増殖事業が行われる主要河川の河口周辺海域で、一定期間刺し網漁業及び固定式刺し網漁業の操業を禁止する規定を加える。(第41条の2)

表1 本県のサケ親魚の回帰状況

年度	採捕尾数(尾)			河川遡上率 (%) B/C×100	4年前の稚 魚放流数 (千尾) D	全体回帰率 (%) C/D×100	河川回帰率 (%) B/D×100
	海面 A	河川 B	合計 C				
H15	149,780	175,299	325,079	53.9	49,950	0.65	0.35
H16	133,081	148,013	281,094	52.7	37,880	0.74	0.39
H17	125,327	219,183	344,510	63.6	49,638	0.69	0.44
H18	172,444	183,992	356,436	51.6	46,851	0.76	0.39
H19	169,817	286,457	456,274	62.8	42,925	1.06	0.67
H20	236,524	282,847	519,371	54.5	43,757	1.19	0.65
H21	206,945	225,983	432,928	52.2	43,318	1.00	0.52
H22	123,950	120,965	244,915	49.4	46,917	0.52	0.26
H23	0	57,563	57,563	100.0	53,304	0.11	0.11
H24	0	53,217	53,217	100.0	50,334	0.11	0.11
H25	0	37,206	37,206	100.0	47,392	0.08	0.08
H26	3,925	52,804	56,729	93.1	46,194	0.12	0.11
H27	5,815	72,604	78,419	92.5	8,845	0.73	0.82
H28	2,347	49,263	51,610	95.5	9,923	0.52	0.50
H29	1,451	32,244	33,695	95.7	9,164	0.37	0.35
H30	3,441	50,974	54,415	93.7	10,441	0.52	0.49
R1	290	2,662	2,952	90.2	8,220	0.04	0.03
R2	534	5,312	5,846	90.9	13,392	0.04	0.04
R3	28	1,403	1,431	98.0	10,510	0.01	0.01
R4	18	2,003	2,021	99.1	12,812	0.02	0.02
R5	2	357	359	99.4	1,124	0.03	0.03

註1) H26～H29年の「採捕尾数(海面)」は、いわき地区の試験操業(さし網)による。H29年の採捕尾数=水揚数量(kg)/H28年の1尾あたりの平均体重で算出した。

註2) H23～H26年の「採捕尾数(河川)」は、阿武隈川、宇多川、真野川、新田川、夏井川の合計で、H27年に木戸川、H28年に小高川、H29年に富岡川が加わり、8河川の合計。

註3) H27～29年の4年前の「稚魚放流数」は、阿武隈川、宇多川、真野川、新田川、夏井川の5河川合計。

註4) H23年以降の「河川遡上率」、「全体回帰率」、「河川回帰率」は、ふ化放流事業、親魚の採捕が震災前とは大きく異なっていることから参考値として記載。

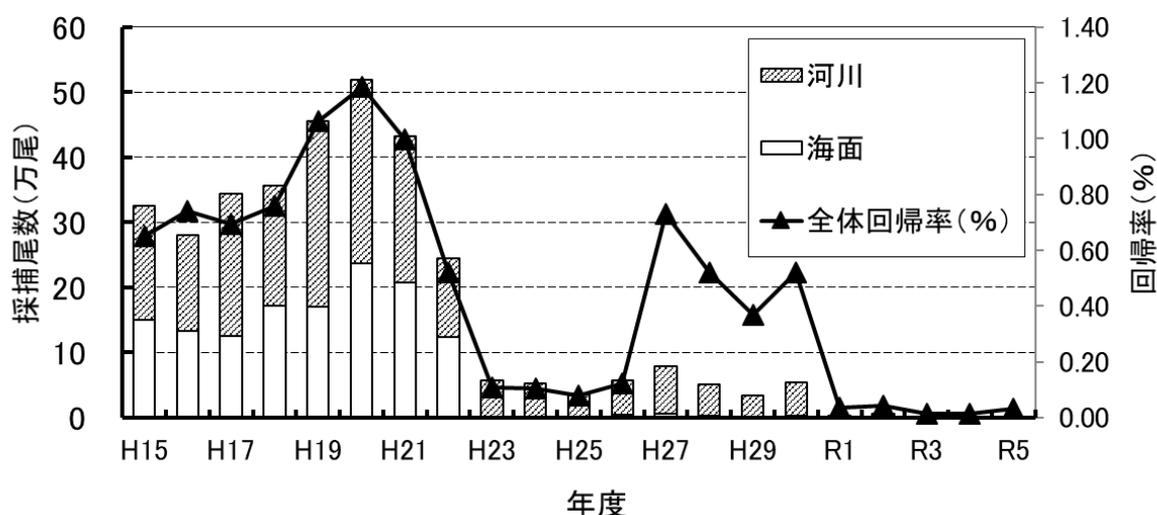
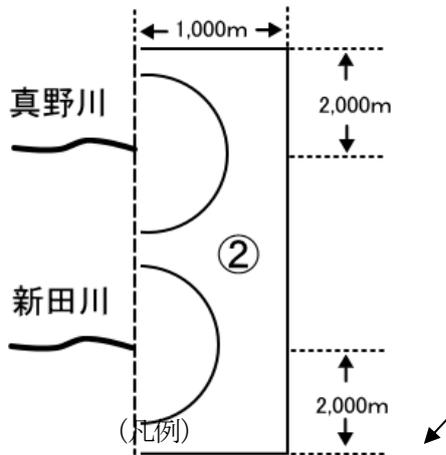


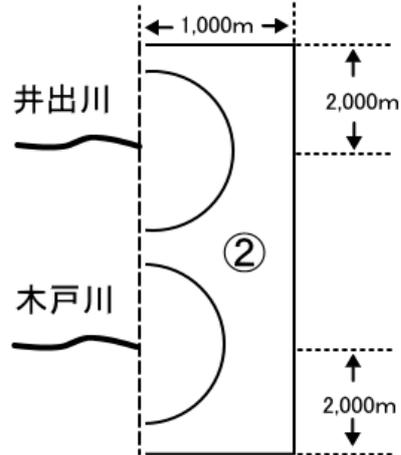
図1 本県のサケ親魚の採捕数と全体回帰率の推移

海区委員会指示による「河口付近のはえなわ漁業」禁止区域  
(下記概略図に示す②の区域)

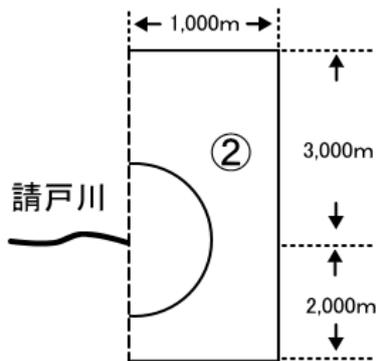
第41条の2第1号



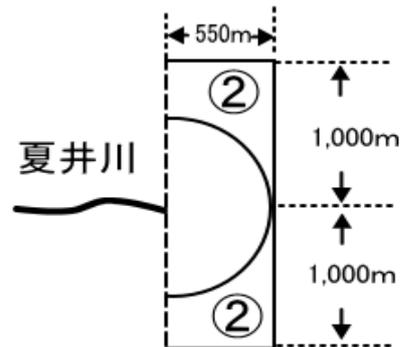
第41条の2第4号



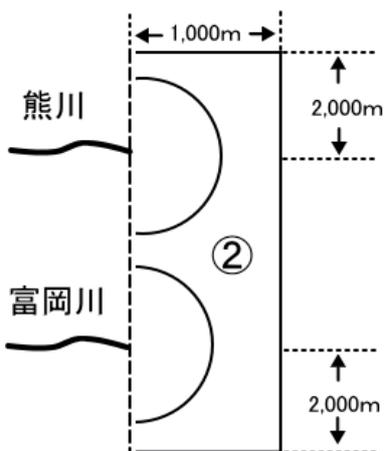
第41条の2第2号



第41条の2第5号



第41条の2第3号



(凡例) 最大高潮時海岸線

**【福島県漁業調整規則】**

- ① 第41条 (半径550m)
  - ・河口付近における採捕制限
  - ・毎年9/1～翌年5/31
- ② 第41条の2 (①との重複区域を除く)
  - ・刺し網及び固定式刺し網の禁止
  - ・毎年10/15～11/14

**今回の海区委員会指示による禁止区域は②と同じ区域**

- ・小高川は、請戸川の補完的役割との位置付けから、禁止区域を設定しない。  
(第13期第13回委員会 S62.8.25)。
- ・鮫川は、平成13年度を最後にサケ増殖事業が絶えており、遡上保護の必要性がなくなったため、禁止区域を設定しない (第18期第5回委員会 H17.7.28)。

## 小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について

## 福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県地先海面における小型定置の保護区域について、漁業法（昭和24年法律第 267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和6年 月 日

福島海区漁業調整委員会  
会長 今野 智光

## 一 保護区域

小型定置の保護区域は、次のとおりとする。

漁業の種類	保護区域
小型定置（第2種共同漁業権及び福島県漁業調整規則第4条第1項第11号により営むもの）	網漁具張り立ての位置から、前面500メートル、後面500メートル及び沖面500メートルの連絡線によって囲まれた区域

## 二 漁業の禁止

一の保護区域においては、まき網漁業、固定式刺し網漁業、流し網漁業、機船船びき網漁業、かご漁業、どう漁業及びつぼ漁業を営んではならない。

## 三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年9月1日から令和7年8月31日までとする。

## 定置・小型定置漁業の保護区域 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和27年5月（定置）、昭和37年6月（小型定置）

対象魚種：サケ等（小型定置）

保護区域：小型定置網漁具張り立ての位置から、前面500メートル、後面500メートル及び沖面500メートルの連絡線によって囲まれた区域

### 【指示発動の経過等】

○定置網の張り立ての位置から前面、後面、沖合 750mを保護区域とし、免許後適宜指示をなすこととし、昭和27年5月の委員会で指示の発動を決定した。

○県定置網漁業協会長から海区委員会に対して陳情がなされた。（昭和32年5月）

- ・ブリやメジマグロ等の回遊魚の来遊はそもそも不安定なうえ、近年の沖合漁業の発達も手伝ってこれら魚種に依存する定置の衰退は著しい。

- ・かつて40ヶ統を誇り県内総漁獲高の約2割を占めた本県定置網は10ヶ統にまで減少した。さらに大型船への流し網が許可されるなら、定置漁業は壊滅を余儀なくされる恐れあり。

○大型船への流し網漁業許可の動きに対し、大型定置に認められている周辺保護区設定の権利を明確にすべく、委員会指示の発動を決定した。（昭和32年5月）

※東日本大震災前の小型定置網（合計7ヶ統）

共同漁業権漁業：磯部のいわしさば小型定置網1、鹿島のさけ角網2

知事許可漁業：原釜1、磯部1、鹿島2

※東日本大震災後は、漁具被害によりすぐに操業再開できず。

令和2年11月に知事許可漁業の申請があり、2件（磯部1、鹿島1）が許可を受けた。

### 【指示内容等の推移】

年月	内容等の変更・追加	背景・経緯
S27. 5	(大型定置保護区指示発動) 禁止区域：網建て位置の前後沖側各750m	・石定第1号・2号に対する石城郡海区漁業調整委員会指示第1号(S27. 5. 27)の記録あり。
S32. 5	(大型定置保護区指示発動) 禁止区域：網建て位置の前後沖側各1,000m	
S37. 6	(小型定置保護区指示発動) 禁止区域：網建て位置の前後沖側各500m 対象：県内一円の9ヶ統 有効期間：網張りの都度(1年以内=春秋?)	・S36. 9に県定置網漁業協会長名で小型定置への保護区設定の陳情あり。 ・県の考え方の整理、業界の合意形成を前提にした承認方向の確認
S39. 7	(大型定置保護区指示発動) 対象：4ヶ統全て(勿来~久之浜) 有効期間：5年間	・大型定置保護区指示発動の陳情あり。
S40. 12	(小型定置保護区指示発動) 対象：県内一円の16ヶ統(勿来~鹿島)	・小型定置保護区指示発動の陳情あり。
S48. 9	(大型定置と小型定置の指示を一本化) 禁止区域：それぞれの規定を継続 有効期間：5年間	
S53. 7	有効期間：1年間	・前回からの経過は不明
S63. 7	有効期間：5年間に再変更 対象：サケ試験定置は除く	・全国の趨勢や漁業権切替期間に合わせた措置←若干の委員反発もあり
H15. 7	(大型定置を対象から削除) 対象漁業：小型定置(さけ角網漁業を含む) 有効期間：1年間に再々変更 禁止区域：小型定置の規定を継続	

## 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の 字句修正について

### 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の字句修正について

#### 1 修正の概要

現行の知事許可漁業の許可等に関する取扱方針において、他県からの入会の項目における操業区域で規定されている番<sup>ばん</sup>所<sup>どころ</sup>灯台所在地の地番について、誤りがあったことから修正するもの。

現 行	修正後
いわき市小名浜下神白字番所 25-10	いわき市小名浜下神白字番所 25-14

#### 2 該当する取扱方針

取扱方針番号	漁業の名称
6	小型機船底びき網漁業のうち地方名称自家用釣餌料びき網漁業及び自家用釣餌料板びき網漁業
10	機船船びき網漁業のうち、しらうお、こうなご（通称めろろど含む。）しらすひき網漁業
12	機船船びき網漁業のうちさよりひき網漁業
19	かご漁業のうちはもかご漁業
20	どう漁業

## 茨城・福島連合海区協議会の結果について

### 概 要

#### 1 茨城入会漁業調整小委員会

- (1) 日 時：令和6年5月21日（火）12：20～
- (2) 場 所：福島県いわき合同庁舎 4階大会議室
- (3) 出席者：別紙のとおり
- (4) 議題および結果
  - ア 茨城・福島相互入会漁業の調整結果について  
異議なく、承知された。
  - イ 茨城・福島連合海区協議会の対応について  
異議なく、承知された。

#### 2 茨城・福島連合海区協議会

- (1) 日 時：令和6年5月21日（火）12：55～
- (2) 場 所：福島県いわき合同庁舎 4階大会議室
- (3) 出席者：別紙のとおり
- (4) 議題および結果
  - ア 茨城・福島相互入会漁業の調整について  
合意に基づく相互入会漁業許可（案）について承認された。
  - イ その他  
なし

茨城入会漁業調整小委員会出席者名簿

令和6年5月21日(火)  
 福島県いわき合同庁舎4階 大会議室

所 属	職 名	氏 名
福島海区漁業調整委員会	茨城入会漁業調整小委員会 委員長	今 泉 浩 一
	茨城入会漁業調整小委員会 委員長代理	永 瀬 哲 浩
	会 長	今 野 智 光
	会長代理	鈴 木 哲 二
	委 員	狩 野 一 男
	委 員	吉 田 康 男
	委 員	渡 邊 登
	委 員	川 邊 み どり
福島県農林水産部水産課	課 長	山 廻 邊 昭 文
	主任主査	石 田 敏 則
	主 査	新 関 晃 司
福島県水産事務所	所 長	佐 久 間 徹
	主 査	實 松 敦 之
福島海区漁業調整委員会事務局	次 長	佐 藤 太 津 真
	副主査	酒 井 理 沙
	主 事	伊 東 亮 太
	主 事	渡 部 も も
	主 事	金 子 正 子

茨城・福島連合海区協議会出席者名簿

令和6年5月21日(火)  
福島県いわき合同庁舎4階 大会議室

所 属	職 名	氏 名	備 考
茨城海区漁業調整委員会	会 長	高 濱 芳 明	
	会長代理	飛 田 正 美	
	委 員	鈴 木 稔	
	委 員	木 村 勲	
	委 員	村 中 均	
	委 員	岡 田 英 男	
茨城県農林水産部	次長兼漁政課長	川 野 辺 誠	
茨城県農林水産部漁政課	課長補佐	所 高 利	
	係 長	石 川 健 志	
	主 任	滑 川 結 香	
茨城海区漁業調整委員会 事務局	事務局長	久 保 田 次郎	
	係 長	小 沼 智 恵 美	
	会計年度任用職員	中 村 剛	
福島海区漁業調整委員会	会 長	今 野 智 光	
	会長代理	鈴 木 哲 二	
	委 員	今 泉 浩 一	
	委 員	永 瀬 哲 浩	
	委 員	狩 野 一 男	
	委 員	吉 田 康 男	
	委 員	渡 邊 登	
	委 員	川 邊 み どり	
	委 員	久 保 木 幸 子	
福島県農林水産部水産課	課 長	山 廻 邊 昭 文	
	主任主査	石 田 敏 則	
	主 査	新 関 晃 司	
福島県水産事務所	所 長	佐 久 間 徹	
	主 査	實 松 敦 之	
福島海区漁業調整委員会 事務局	次 長	佐 藤 太 津 真	
	副主査	酒 井 理 沙	
	主 事	伊 東 亮 太	
	主 事	渡 部 も も	
	主 事	金 子 正 子	

令和6年9月1日許可に向けた両県の要望事項と事前調整結果

資料1

1 相互入会について

漁法	区分		福島県海面 (茨城県船→福島県海面)				茨城県海面 (福島県船→茨城県海面)				
	再調整の結果		事務担当委員会		事務担当委員会		事務担当委員会		事務担当委員会		
			茨城県の要望	福島県の要望	茨城県の要望	福島県の要望	茨城県の要望	福島県の要望			
小型機船 底びき網	板びき網	枠	11	6	現状維持	現状維持	枠	16	10	現状維持	調整結果
		許可	30	13	現状維持	福島県船の許可数に 合わせた枠数0	枠数を現許可 数と同じ0				
	自家用餌料 板びき網	枠	74	68	操業区域拡大 (おきあみひき網と 同様区域)	枠数削減、久慈以南 の隻数削減及び隻数 調整	現状維持	59	25	現状維持	
機船 船びき網	しらすひき網	枠	80	77	枠数増大	枠数削減、久慈以南 の隻数削減及び隻数 調整	枠	80	24	現状維持	調整結果
		許可	100	80	現状維持	枠数削減、久慈以南 の隻数削減及び隻数 調整	100	25			
	せん・かご漁業 (どう漁業)	枠	10	10	現状維持	現状維持	枠	12	9	現状維持	

※ ・枠数は、令和3年5月28日開催の茨城・福島連合海区協議会における合意に基づくもの。  
 ・許可隻数は、令和6年5月21日現在のもの。  
 ・事務担当委員会は、令和6年3月1日に茨城県三の丸庁舎にて開催された。

2 許可の有効期間について  
3年間とする。

3 その他

要望県	事務担当委員会		再調整の結果
	要望内容	調整結果	
茨城県	事務手続きの簡素化 (漁船原簿謄本、印鑑証明の添付省略可)	福島県持ち帰り検討	両県とも簡素化で合意

茨城・福島連合海区協議会 (R6.5.21開催) 於：福島県いわき合同庁舎) 合意に基づく相互入会漁業許可 (案)

資料 2

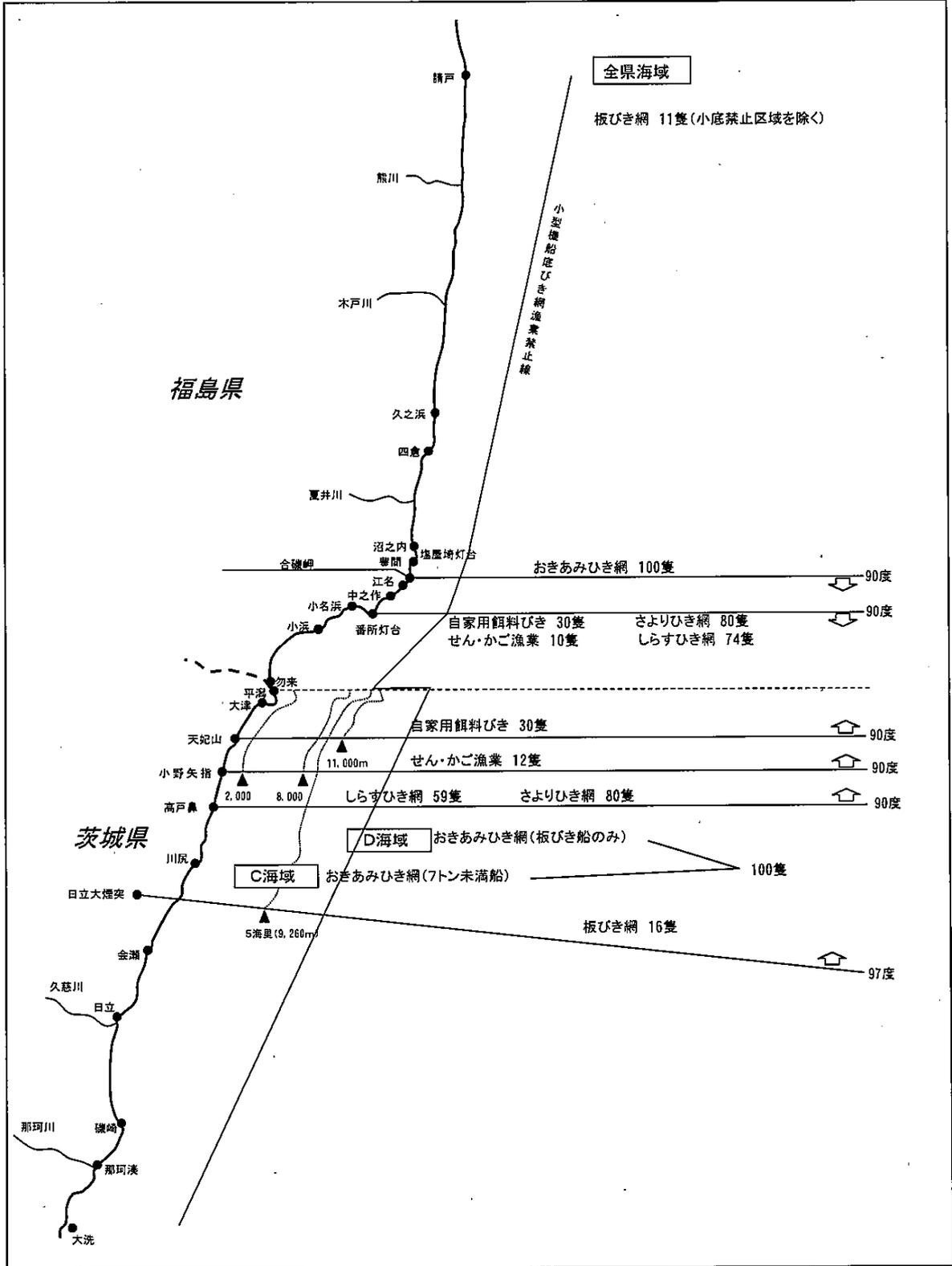
有効期間：令和6年9月1日～令和9年8月31日

漁業種類	茨城 漁業区		福島 漁業区		備考	茨城 漁業区		福島 漁業区		備考
	入会枠(隻)	許可隻数	入会枠(隻)	許可隻数		入会枠(隻)	許可隻数	入会枠(隻)	許可隻数	
小型機船底びき網漁業(仮びき網)	11	9月1日～翌年6月30日	宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋崎台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を結ぶ同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面	16	9月1日～翌年6月30日	漁業の許可及び区域等に関する省令第75条第2項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間を定める件(令和2年農林水産省告示第2235号)第2の表の第4号の項の上欄に掲げる海域のうち日立市日立釜山大煙突中心点(北緯36度37分28秒、東経140度37分46秒)から97度の線以北の茨城県海面	16	9月1日～翌年6月30日	漁業の許可及び区域等に関する省令第75条第2項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間を定める件(令和2年農林水産省告示第2235号)第2の表の第4号の項の上欄に掲げる海域のうち日立市日立釜山大煙突中心点(北緯36度37分28秒、東経140度37分46秒)から97度の線以北の茨城県海面	船艙総トン数の上限を7トン未満とする
小型機船底びき網漁業(自家用餌料仮びき網)	30	平潟・大津地区 1月1日～9月30日 その他の地区 5月1日～9月30日	いわき市小名浜下神白字番所25-14、番所灯台中心点(北緯36度56分08秒)から90度の線以南の共同漁業権漁場を除く福島県の海面	30	11月1日～翌年6月30日	北茨城市藤原町天迫山頂(北緯36度47分43秒)から90度の線以北の海域のうち最大高潮時海岸線に平行して距岸11,000メートル以内の海域で共同漁業権漁場を除いた茨城県海面	30	11月1日～翌年6月30日	北茨城市藤原町天迫山頂(北緯36度47分43秒)から90度の線以北の海域のうち最大高潮時海岸線に平行して距岸11,000メートル以内の海域で共同漁業権漁場を除いた茨城県海面	
機船びき網漁業(しらすびき網)	74	3月1日～12月31日	いわき市小名浜下神白字番所25-14、番所灯台中心点(北緯36度56分08秒)から90度の線以南の福島県海面(次の基準点、点イ、点ウを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く)	59	3月1日～12月31日	茨城県高萩市鼻突端(北緯36度43分11秒)から90度の線以北の茨城県海面	59	3月1日～12月31日	茨城県高萩市鼻突端(北緯36度43分11秒)から90度の線以北の茨城県海面	
機船びき網漁業(さよらひき網)	80	12月1日～翌年4月30日	いわき市小名浜下神白字番所25-14、番所灯台中心点(北緯36度56分08秒)から90度の線以南の福島県海面	80	12月1日～翌年4月30日	同上	80	12月1日～翌年4月30日	同上	同上
機船びき網漁業(おきあみひき網)	100	2月11日～7月31日	合鴨川(北緯36度58分28秒)から90度の線以南の小型機船底びき網漁業(地方名称 機船手繰網漁業及び仮びき網漁業)の禁止区域を除く福島県の海面	100	2月11日～7月31日	C海域(7トン未満機船) 日立市日立釜山大煙突中心点(北緯36度37分28秒、東経140度37分46秒)から97度の線以北の茨城県海面	100	2月11日～7月31日	C海域(7トン未満機船) 日立市日立釜山大煙突中心点(北緯36度37分28秒、東経140度37分46秒)から97度の線以北の茨城県海面	
せん・かご漁業(どう漁業)	10	7月1日～8月31日	いわき市小名浜下神白字番所25-14、番所灯台中心点(北緯36度56分08秒)から90度の線以南の小型機船底びき網漁業(地方名称 機船手繰網漁業及び仮びき網漁業)の禁止区域を除く福島県の海面	12	7月1日～8月31日	《あなごせん漁業》 北茨城市小野矢指(北緯36度45分27秒)から90度の線以北の共同漁業権漁場を除く茨城県海面	12	7月1日～8月31日	《あなごせん漁業》 北茨城市小野矢指(北緯36度45分27秒)から90度の線以北の共同漁業権漁場を除く茨城県海面	

- 方位は真方位
- 許可の有効期間は3年とする
- 漁業種類ごとの入会枠数については、操業隻数と許可数との差を見ながら枠数の検討を図っていく
- 中型まき網漁業については、令和2年11月16日付け農林水産省告示第2229号により、福島県知事が許可をすることができる船舶等の数が「0隻」、茨城県知事が許可をすることができる船舶等の数が「2隻」となったことから、相互における入会漁業許可が成立しないため、福島・茨城連合海区協議会の協議内容から除外する。今後、当該漁業における農林水産省告示において福島県・茨城県の相互入会が可能になった際には、改めて協議することとする
- 番所灯台の所在地について、地番の表記に錯誤があったため、正しい表記に修正する
- 小型機船底びき網漁業(仮びき網)の福島県船の操業区域について、漁業法改正により操業法令の名称を修正する

茨城・福島 相互入会漁業操業区域概念図

有効期間: 令和6年9月1日～令和9年8月31日



全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第60）の  
結果について

## 令和6年度通常総会（第60回）議案

令和6年5月17日（金）

東京都 アジュール竹芝

全国海区漁業調整委員会連合会

# 令和6年度通常総会次第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 来 賓 祝 辞

4 議 長 選 出

5 議 事

第1号議案 令和5年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和6年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

I 海区漁業調整委員会制度について

II 沿岸漁場の秩序維持について

III 太平洋クロマグロ資源管理について

IV 沿岸資源の適正な利用について

V 漁業法改正後の制度運用について

VI 外国漁船問題等について

VII 海洋性レジャーとの調整等について

第4号議案 次期通常総会の開催地について

6 表 彰

7 閉 会

# 目 次

## ○議案関係

第1号議案	令和5年度事業報告書	.....
	令和5年度収支決算書	.....
	令和5年度剰余金処分(案)	.....
第2号議案	令和6年度事業計画書(案)	.....
	令和6年度収支予算書(案)	.....
第3号議案	協議事項(中央要望活動)	.....
	Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について	.....
	Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について	.....
	Ⅲ 太平洋クロマグロ資源管理について	.....
	Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について	.....
	Ⅴ 漁業法改正後の制度運用について	.....
	Ⅵ 外国漁船問題等について	.....
	Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について	.....
第4号議案	次期通常総会の開催地について	.....

## ○表彰関係

## ○資 料

1	全国海区漁業調整委員会連合会会則	.....
2	海区漁業調整委員会委員の表彰要領	.....
3	全国海区漁業調整委員会連合会事務局職員ほう賞要綱	.....
4	第17期後期全国海区漁業調整委員会連合会役員一覧	.....
5	会員(関係海区漁業調整委員会)	.....

## 総会に対する理事の提出書

第1号議案 令和5年度事業報告書  
令和5年度収支決算書  
令和5年度剰余金処分（案）

第2号議案 令和6年度事業計画書（案）  
令和6年度収支予算書（案）

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

第4号議案 次期通常総会の開催地について

令和6年5月17日

理事	今	野	智	光	理事	鈴	木	精
理事	小	林	利	幸	理事	小	川	和久
理事	北	田	國	一	理事	川	寄	和正
理事	工	藤	幸	博	理事	富	田	重基
理事	大	井	誠	治	理事	網	谷	繁彦
理事	上	田	良	介	理事	板	倉	高司
理事	松	村	徳	夫	理事	今	井	一郎
理事	岡	本		彰	理事	佐	々	木護
理事	志	岐	富	美雄	理事	吉	田	照豊

## 第 1 号 議 案

令和5年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分子案の承認について

# I 令和5年度事業報告書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

## 1 主たる庶務事項

年月日	会議等の概要
令和5年4月3日	総会出席依頼 (全漁連、水産庁、衆参両議院農林水産委員会委員長)
令和5年5月26日	第171回理事会、監事監査、第59回通常総会 (東京都、アジュール竹芝)
令和5年7月11日	中央要望活動(会長・副会長会議、第172回理事会) (水産庁、海上保安庁、国土交通省海事局、外務省、 衆参両議院農林水産委員会委員長)
令和5年7月27～28日	事務局長会議(北海道札幌市)
令和5年10月12～13日	日本海ブロック会議(山口県下関市)
令和5年10月26～27日	西日本ブロック会議(広島県広島市)
令和5年11月9～10日	東日本ブロック会議(静岡県静岡市)
令和5年11月16～17日	九州ブロック会議(佐賀県佐賀市)
令和5年11月27～28日	海区漁業調整委員会事務局職員研修会(鹿児島県) 都道府県漁業調整担当者会議(水産庁主催)
令和5年12月12日	会長・副会長会議(東京都、水産庁中央会議室)
令和6年1月31日	事務局幹事会(東京都、水産庁中央会議室)
令和6年3月22日	第173回理事会(中間監事監査、表彰選考委員会) (東京都、アジュール竹芝)

## 2 主な事業の実施結果

### (1) 総会

令和5年度通常総会（第59回）（令和5年5月26日・東京都）

#### 議 事

第1号議案 「令和4年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について」  
原案のとおり承認した。

第2号議案 「令和5年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について」  
原案のとおり承認した。

第3号議案 「協議事項」（中央要望活動）

I 海区漁業調整委員会制度について

II 沿岸漁場の秩序維持について

III 太平洋クロマグロ資源管理について

IV 沿岸資源の適正な利用について

V 漁業法改正後の制度運用について

VI 外国漁船問題等について

VII 海洋性レジャーとの調整等について

以上の7項目について、原案のとおり承認、関係方面へ要望することとし、要望方法については役員会に一任することに決定した。

第4号議案「次期通常総会の開催地について」

令和6年度通常総会を東京都で開催することを決定。

### (2) 理事会

① 第171回（令和5年5月26日・東京都）

通常総会（第59回）に提出する協議事項、事業計画書案等について、審議を行った。

② 第172回（令和5年7月11日・東京都）

水産庁への要望活動と併せて理事会を開催し、回答内容について水産庁管理調整課長及び担当官との意見交換を行った。

③ 第173回（令和6年3月22日・東京都）

令和5年度事業の実施状況、各ブロック会議における要望事項等を踏まえ、次年度通常総会（第60回）に提出する協議事項、事業計画書案等について審議を行った。

### (3) 会長・副会長会議

① 令和5年度第1回（令和5年7月11日・東京都）

関係省庁及び関係国会議員に対する要望内容について確認を行った。

② 令和5年度第2回（令和5年12月12日・東京都）

各ブロック会議で決議された要望項目の取扱い等について協議・意見交換し、理事会への付議事項を決定した。

### (4) 要望活動（令和5年7月11日・東京都）

総会決議事項（第3号議案「協議事項」）について、関係省庁（水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び衆・参両議院農林水産委員会委員長への要望活動を

実施した。

(5) ブロック会議

令和5年10月～11月の間、日本海、西日本、東日本及び九州の順にブロック会議を開催し、各海区からの提出議案等について審議を行った。

① 日本海ブロック会議（令和5年10月12～13日・山口県下関市）

議事ア 令和5年度要望活動の結果について

イ 令和6年度要望事項について

ウ 次期開催地について（R6 青森）

エ 次期全漁調連役員を選出について

（第18期は山形、新潟、石川、京都、山口県日本海）

（会長は18期前期：山口県日本海、後期：山形）

講演 「シロアマダイの種苗生産技術開発」山口県水産研究センター

視察 下関海響館、唐戸市場

② 西日本ブロック会議（令和5年10月26～27日・広島市）

議事ア 令和5年度要望活動の結果について

イ 令和6年度要望事項について

ウ 他ブロック新規要望、東日本ブロック協議

エ 次期開催地について（R6 大阪）

情報交換「公募による定置網漁業への参入の事例について」高知海区

視察 広島市水産振興センター、島田水産

③ 東日本ブロック会議（令和5年11月9～10日・静岡市）

議事ア 令和5年度要望活動の結果について

イ 令和6年度要望事項について

ウ 次年度開催海区について（R6 愛知）

エ ブロック内照会事項について

講演 「漁業者と創る地域のトップブランド」(株)サスエ前田魚店

視察 焼津漁港、水産パークヤイズ

④ 九州ブロック会議（令和5年11月16～17日・佐賀市）

議事ア 令和6年度要望事項について

イ 協議事項・照会について

ウ 次年度開催海区について（R6福岡）

エ 令和10年度総会の開催海区について（鹿児島）

報告 「外国船取締活動の概況」九州漁業調整事務所

講演 「遊漁と漁業の調整について」水産庁管理調整課

視察 佐賀県有明水産振興センター、東よか干潟ビジターセンターひがさす、株式会社サン海苔

(6) 海区漁業調整委員会事務局職員研修会（令和5年11月27日・鹿児島市）

令和5年度事務局職員研修会を開催し、事務局職員の見識を深めた。

ア 講義

「海区漁業調整委員会の権限と役割について」水産庁管理調整課

「遊漁と漁業の調整について」水産庁管理調整課

## イ 都道府県事例紹介

- ・「茨城県における漁業と遊漁の調整（鹿島灘はまぐり資源の保護と利用）」  
東日本ブロック（茨城）
- ・「玄達瀬に係る委員会指示の改正について」  
日本海ブロック（福井）
- ・「兵庫県瀬戸内海海区での遊漁と漁業の調整について」  
西日本ブロック（兵庫）
- ・「沖縄海区におけるスジアラ・シロクラベラの採捕に係る沖縄海区委員会指示について」九州ブロック（沖縄）

## (7) 事務局長会議（令和5年7月27～28日・北海道札幌市）

### 議事ア 令和5年度全漁調連事業計画について

イ 令和5年度全漁調連事務局職員研修会テーマについて

ウ ブロック会議の計画・運営について

エ 全漁調連諸会議の実施状況と令和6～10年度の開催計画について

オ 海区漁業調整委員会の運営について（令和4年度）

講義 「TAC管理の意義・効果」「遊漁船業の適正化法一部改正」水産庁

視察 ぎょれん総合食品(株)、佐藤水産(株)サーモンファクトリー

## (8) 委員・職員名簿、委員会指示集及び会報の発行

以下の冊子等を作成し、各海区漁業調整委員会ほか関係機関に配布した。

- ①「海区漁業調整委員会委員・職員名簿」令和5年6月  
編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（福井海区）
- ②「海区漁業調整委員会指示集（令和4年度版）」令和6年3月  
編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（広島海区）
- ③「全国海区漁業調整委員会連合会会報第151号」令和6年3月  
編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（福島海区）

## II 令和5年度収支決算書

### 1 収入の部 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:円)

科 目	収 入 予 定 ( A )	収 入 実 績 ( B )	比 較 増 減 ( B - A )	備 考
会 費	6,640,000	6,640,000	0	会員40都道府県
繰 入 金	0	0	0	
雑 収 入	33,389	589	△ 32,800	預金利子、徽章代
繰 越 金	10,026,611	10,026,611	0	
計	16,700,000	16,667,200	△ 32,800	

(参考)会費内訳	39 都府県	× 160 千円 =	6,240 千円
	北海道	× 400 千円 =	400 千円
	計		6,640 千円

## 2 支出の部

(単位:円)

科目	本年度予算額 (A)	執行額 (B)	比較増減 (A-B)	備考
<b>(1) 総務費</b>	<b>617,000</b>	<b>269,317</b>	<b>347,683</b>	
旅費	150,000	0	150,000	
消耗品費	100,000	0	100,000	
印刷製本費	200,000	116,395	83,605	会報誌印刷費、封筒印刷費等
通信運搬費	120,000	115,922	4,078	郵便代、運送料、振込手数料等
会議費	0	0	0	
連絡調整費	0	0	0	
人件費	0	0	0	
使用料・賃借料	0	0	0	
負担金	37,000	37,000	0	全国漁場環境保全対策協議会
慶弔費	10,000	0	10,000	
<b>(2) 事務局長会議費</b>	<b>545,000</b>	<b>308,385</b>	<b>236,615</b>	開催地:北海道
旅費	170,000	147,920	22,080	事務局旅費
会議費	375,000	160,465	214,535	担当海区開催経費
<b>(3) ブロック会議費</b>	<b>2,900,000</b>	<b>2,476,427</b>	<b>423,573</b>	開催地:静岡、山口、広島、佐賀
旅費	500,000	730,540	△ 230,540	担当副会長・事務局
会議費	2,400,000	1,745,887	654,113	担当海区開催経費
<b>(4) 研修会費</b>	<b>725,000</b>	<b>926,185</b>	<b>△ 201,185</b>	開催地:鹿児島
旅費	350,000	490,490	△ 140,490	発表者、事務局
研修会費	375,000	435,695	△ 60,695	担当海区開催経費
<b>(5) 役員会費</b>	<b>1,980,000</b>	<b>1,473,112</b>	<b>506,888</b>	理事会・正副会長会議・監事会
旅費	1,530,000	1,145,979	384,021	役員・事務局
会議費	450,000	327,133	122,867	開催経費
<b>(6) 総会費</b>	<b>2,150,000</b>	<b>2,015,321</b>	<b>134,679</b>	開催地:東京都
旅費	100,000	263,820	△ 163,820	会長、事務局
消耗品費	1,000,000	833,861	166,139	受賞者記念品代等
印刷製本費	150,000	214,126	△ 64,126	議案書印刷費、賞状印刷費等
会議費	900,000	703,514	196,486	会場使用料等
<b>(7) 活動対策費</b>	<b>750,000</b>	<b>705,249</b>	<b>44,751</b>	要望活動
旅費	700,000	671,981	28,019	役員・事務局
活動対策費	50,000	33,268	16,732	要望書印刷費等
企画費	0	0	0	
<b>(8) 予備費</b>	<b>7,033,000</b>	<b>0</b>	<b>7,033,000</b>	
<b>計</b>	<b>16,700,000</b>	<b>8,173,996</b>	<b>8,526,004</b>	

予算額のうち予備費を除いた額	執行額	予備費を除いた額に占める執行額の割合
9,667,000	8,173,996	84.6%

### Ⅲ 令和5年度剰余金処分(案)

#### 1 当期末処分剰余金

本年度収入額	16,667,200 円
本年度支出額	8,173,996 円
差引(未処分剰余金)	8,493,204 円

#### 2 剰余金処分(案)

次年度繰越金	8,493,204 円
--------	-------------

## 監 事 の 意 見 書

令和6年4月23日に会長から提出された令和5年度事業報告書、収支決算書の各事項並びに関係帳簿、証憑書類を監査したところ、その内容は適正なものと認めます。

令和6年5月17日

全国海区漁業調整委員会連合会

監 事           川 崎 一 好

監 事           有 元 貴 文

監 事           上 原 亀 一

## 第 2 号 議 案

令和 6 年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

# I 令和6年度事業計画書（案）

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指した水産政策の改革の実施により、資源管理、海面利用制度、密漁対策が強化され、流通の適正化が取り組まれている。

全国40都道府県の72海区漁業調整委員会で構成される本連合会は、漁業法第一条に掲げる「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的利用を図り、もって漁業生産力を発展させること」を目的として、水産業の発展に寄与するため令和6年度に次の事業を実施するものとする。

## 1 総会の開催（令和6年5月17日：東京都）

通常総会を開催し、令和6年度事業計画等を決定するとともに、関係省庁等への要望事項を採択する。

### （1）通常総会

第1号議案 令和5年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和6年度事業計画書案及び収支予算書案について

第3号議案 協議事項（令和6年度全漁調連要望書（案）について）

第4号議案 次期総会の開催地について

その他

### （2）表彰

① 委員表彰

② 事務局職員ほう賞

## 2 理事会等の開催（理事会：令和6年5月17日、6月、令和7年3月）

（会長・副会長会議：令和6年12月）

当連合会の運営及び漁業調整問題、各ブロック会議における各種決議事項等について、審議、検討を行うとともに、総会決議に基づく要望事項について関係省庁等と協議又は要望を行う。

また、総会に付議する事項について審議、決定する。

## 3 ブロック会議（令和6年10～11月）

海区漁業調整委員会が直面する諸問題について、その対応策を協議、検討する。

また海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築する。

令和6年度ブロック会議の開催予定

東日本ブロック … 愛知  
日本海ブロック … 青森  
西日本ブロック … 大阪  
九州ブロック … 福岡

#### 4 事務局職員研修会（令和6年11月 広島）

海区漁業調整委員会事務局職員の資質向上に資するため、漁業をとりまく諸情勢や漁業調整問題等に関する研修会を開催する。

※ 水産庁が主催する「都道府県漁業調整担当者会議」と併催

#### 5 事務局長会議（令和6年6月 熊本）

海区漁業調整委員会並びに全国海区漁業調整委員会連合会等の運営の円滑化を図るため、実務等諸問題について協議、検討する。

#### 6 要望活動

各海区より提案があった事項について、関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国会議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望し、漁業調整を取り巻く諸問題の改善を図る。

また、漁業系統団体等から構成される「全国漁場環境保全対策協議会」の会員として、漁場環境保全のための活動に努める。

その他、当連合会の事業を効果的かつ円滑に推進するため、関係省庁・関係機関等との協議、調整を行う。

#### 7 会報等の発行

各海区における実務等の参考とするため、下記の冊子等を発行する。

- (1) 「会報」を年1回以上発行し、会員への情報提供を行う。
- (2) 「海区漁業調整委員会指示集（令和5年度版）」を発行し、会員の実務の参考に資する。
- (3) 海区漁業調整委員会の組織現況の把握、会員間連絡等に供するため、「海区漁業調整委員会委員・事務局職員名簿」を発行する。
- (4) その他、必要に応じて漁業調整委員会事務局に関する資料を編纂、発行し、会員の実務の参考に資する。

## Ⅱ 令和6年度収支予算書（案）

### 1 収入の部（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：円）

科目	本年度予算額	前期予算額	比較増減	備考
会費	6,480,000	6,640,000	△ 160,000	会員40都道府県のうち石川を免除
繰入金	0	0	0	
雑収入	3,412	33,389	△ 29,977	預金利子、徽章代
繰越金	8,493,204	10,026,611	△ 1,533,407	
計	14,976,616	16,700,000	△ 1,723,384	

石川は能登半島地震の特例措置として会費免除

会費内訳 38 都府県 × 160 千円 = 6,080

北海道 × 400 千円 = 400

計 6,480 千円

#### ※会費の特例措置について

##### 1 能登半島地震について

(1) 発生日時：令和6年1月1日 16:10

震源規模：震源は石川県能登地方、マグニチュード 7.6、震源の深さ 16km

各地の震度：震度 7 石川県志賀町

震度6強 石川県七尾市、輪島市、珠洲市、穴水町

震度6弱 石川県中能登町、能登町、新潟県長岡市

津波警報等：地震発生～石川県能登に大津波警報、20:30 津波警報

2日 1:15 津波注意報、10:00 解除

(2) 令和6年1月11日、激甚災害の指定が閣議決定。

「令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が同日公布、施行。

地域を特定しない「激甚災害(本激)」に指定。

##### 2 全漁調連の対応(案)

令和6年度について、石川海区の会費を免除する。

2 支出の部（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：円）

科目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	増減	備考
<b>(1) 総務費</b>	<b>547,000</b>	<b>617,000</b>	<b>△ 70,000</b>	
旅費	150,000	150,000	0	総会等打合せにかかる旅費
消耗品費	80,000	100,000	△ 20,000	会議用機器等
印刷製本費	150,000	200,000	△ 50,000	会報誌等印刷費
通信運搬費	120,000	120,000	0	郵便代、運送料、振込手数料等
会議費	0	0	0	
連絡調整費	0	0	0	
人件費	0	0	0	
使用料・賃借料	0	0	0	
負担金	37,000	37,000	0	全国漁場環境保全対策協議会
慶弔費	10,000	10,000	0	全内漁管連総会祝電代
<b>(2) 事務局長会議費</b>	<b>650,000</b>	<b>545,000</b>	<b>105,000</b>	開催地：熊本
旅費	200,000	170,000	30,000	事務局旅費
会議費	450,000	375,000	75,000	会場使用料等
<b>(3) ブロック会議費</b>	<b>3,200,000</b>	<b>2,900,000</b>	<b>300,000</b>	開催地：愛知、青森、大阪、福岡
旅費	500,000	500,000	0	担当副会長・事務局
会議費	2,700,000	2,400,000	300,000	担当海区経費 4ブロック×675千円
<b>(4) 研修会費</b>	<b>850,000</b>	<b>725,000</b>	<b>125,000</b>	開催地：広島
旅費	400,000	350,000	50,000	発表者・事務局
研修会費	450,000	375,000	75,000	会場使用料等
<b>(5) 役員会費</b>	<b>1,980,000</b>	<b>1,980,000</b>	<b>0</b>	理事会・正副会長会議・幹事会
旅費	1,530,000	1,530,000	0	役員・事務局
会議費	450,000	450,000	0	会場使用料等
<b>(6) 総会費</b>	<b>2,020,000</b>	<b>2,150,000</b>	<b>△ 130,000</b>	5月：東京都
旅費	270,000	100,000	170,000	会長、事務局
消耗品費	700,000	1,000,000	△ 300,000	受賞者記念品代等
印刷製本費	150,000	150,000	0	議案書印刷費
会議費	900,000	900,000	0	会場使用料等
<b>(7) 活動対策費</b>	<b>750,000</b>	<b>750,000</b>	<b>0</b>	要望活動
旅費	700,000	700,000	0	役員・事務局
活動対策費	50,000	50,000	0	要望書印刷費等
<b>(8) 予備費</b>	<b>4,979,616</b>	<b>7,033,000</b>	<b>△ 2,053,384</b>	
計	14,976,616	16,700,000	△ 1,723,384	
予備費を除いた 支出予算額計	9,997,000	9,667,000	330,000	

## 第 3 号 議 案

### 協議事項（要望活動）

#### 令和6年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書（案）

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

## 令和6年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書（案）

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始されました。改正後3年が経過した現在は、漁業権漁場の活用、特定水産動植物の採捕許可、流通の取扱いなど制度改正の影響が発現しているところであり、また、水産業の成長産業化に向けた様々な検討が進められているところです。

このような状況下で、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性が増しており、委員会の役割を十分に果たしていく必要があります。

沿岸漁場では、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反が後を絶たず、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、違法操業の取締強化や「密漁もの」の流通防止対策が強く求められています。

太平洋クロマグロについては、厳格な漁獲可能量管理の開始により、様々な課題、混乱が生じています。漁業者が将来にわたり資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定を図ることができるよう、資源の適正利用、漁業種類ごとの管理手法の確立と支援措置、遊漁者への指導が必要となっています。

沿岸資源を持続的かつ公平に利用できるよう、沿岸漁業と沖合漁業の調整、海洋環境の変化への対応、外国漁船による公海での大量漁獲の影響評価などが必要となっています。

漁業法改正後には、新たな資源管理の推進を目指したTAC候補魚種の検討が始まりましたが、資源評価精度の向上、漁業者や関係団体との対話、資源管理手法の検討等、未だ解決されない課題が残っている上、現行TAC魚種についても資源の変動に対する柔軟な対応やIQ制度の運用にかかる課題が浮き彫りとなっており、今後も、国全体で効果的な資源管理手法を検討・検証していくことが必要な状況にあります。

外国漁船問題は、周辺国との漁業調整、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。加えて、北朝鮮によ

るミサイル発射が続いており、海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱えています。

海洋性レジャーは、多くの人々が各種形態により海面を利用するようになったことで、漁業との間に様々な摩擦が生じていることから、その解消に向け、遊漁者、プレジャーボート等利用者との海面利用者の調整、管理のあり方を今まで以上に検討していかなくてはなりません。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、放射性物質検査による安全性の確認を継続し、情報発信による風評払拭を懸命に行っていた中、令和5年8月24日にALPS処理水の海洋放出が開始され、中国などによる日本産水産物輸入停止により、全国に新たな影響を及ぼす事態になっております。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和6年5月17日の第60回通常総会により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

令和6年5月

全国海区漁業調整委員会連合会  
会 長 今 野 智 光

## 新規要望項目

- 1 密漁パトロール、密漁防止看板の設置等への支援  
(Ⅱ 1 違法操業の取締強化等)
- 2 沿岸まぐろはえ縄漁業について  
(Ⅲ 1 クロマグロ資源の適正利用)
- 3 いか釣り漁具被害対策  
(Ⅲ 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置)
- 4 クロマグロ遊漁制度  
(Ⅲ 3 遊漁者等の操業自粛措置)
- 5 海上大規模開発事業の関係者説明  
(Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について)
- 6 遊漁者に対する環境保全対策  
(Ⅶ 1 遊漁と漁業の調整)
- 7 遊漁ルール等の情報発信アプリ開発  
(Ⅶ 1 遊漁と漁業の調整)
- 8 水上オートバイへのマナー周知徹底と組織化  
(Ⅶ 2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止)

## 全要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

## 新規要望項目

### 1 密漁パトロール、密漁防止看板の設置等への支援

漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置等啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。

### 2 沿岸まぐろはえ縄漁業について

大臣届出漁業である「沿岸くろまぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。

### 3 いか釣り漁具被害対策

クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害への対策を講じること。

### 4 クロマグロ遊漁制度

クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。

### 5 海上大規模開発事業の関係者説明

風力発電等の海上の大規模開発事業について、漁場を利用している隣県の漁業関係者に情報提供されないケースがみられている。

今後、EEZ内での開発のような関係者が広範囲に及ぶ場合も想定され、情報伝達の行き違いからくる漁業調整問題が発生する恐れがある。

審査段階での情報提供について、地元のみだけでなく、県域を超えた漁場利用等で関係する他県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること。

### 6 遊漁者に対する環境保全対策

遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。

### 7 遊漁ルール等の情報発信アプリ開発

より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。

### 8 水上オートバイへのマナー周知徹底と組織化

無謀な操船で海難事故が頻発している水上オートバイについても、免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、継続的に研修を受講させること。利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

## 全要望項目

### I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかねばなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に対して、確実に対処していくためには、多くの議論が必要であり、安定した財政基盤の裏づけが必須です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

#### 1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

#### 2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業法改正に伴い、資源管理や漁業許可、漁業権に関する知事からの諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

#### 3 新たな漁業関係法令の改正について

海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するため、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

#### 4 海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、諮問機関、建議機関であるばかりでなく、自ら裁定、指示、認定などを行う決定機関である。漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議を行うためには、海区漁業調整委員の専門的、技術的知識が必要であることから、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

## II 沿岸漁場の秩序維持について

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがす問題となっています。

改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たないことから、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、沿岸漁場の漁業秩序を維持し、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

### 1 違法操業の取締強化等

①組織化及び広域化する密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

②漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。

③漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置等啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。 【新規】

### 2 「密漁もの」の流通防止

①市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を主体的に排除するよう指導・啓発活動を強化すること。

②違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。

③水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入支援により、現場の負担を軽減するための措置を講じること。

④シラスウナギについては県域を越えて広く流通されていることから、水産流通適正化法の適用開始に向けて、国主導による流通の透明化を推進すること。

### Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

#### 1 クロマグロ資源の適正利用

##### ①資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現

###### ア 日本の漁獲枠の増枠

太平洋クロマグロの資源は順調に回復していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）等国際会議で議論をリードし、漁獲枠の拡大が早期に実現するよう引き続き強く働きかけること。

###### イ 資源評価結果を反映した増枠の実現

最新の情報を漁獲枠に迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施し、国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

##### ②漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用

###### ア 沿岸漁業に配慮した配分

国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分とし、規制の方法については、沿

岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応し、知事管理区分への配分枠を増やすこと。

イ 来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し

資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えている近年の来遊状況の変化にも配慮し、また、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。

ウ 定置網の突発的な入網への対応

定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網や混獲による積み上がりへ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や全国枠の確保などの仕組みを確立すること。

エ 枠の融通と留保枠の有効活用

国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分をお願いします。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう、次期切替時に合せて検討すること。

国内全体で漁獲枠を遵守するため、国において漁獲枠の配分の考え方を見直す際には過去の漁獲実績だけで算定するのではなく、漁獲制限による漁業経営への影響の大きさ、負担の度合い、資源に与える影響の度合いも考慮し、都道府県間の漁獲量の融通について不公平が生じることがないように管理期間の見直しも検討すること。

③沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について

ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。

イ 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。 【新規】

2 定置網等における管理手法の確立および支援措置

①漁業種類ごとの特性に配慮した資源管理

ア 定置網等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。

規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応すること。

#### イ 大中型まき網漁業

産卵量を安定して確保するために、大中型まき網漁業による産卵期や産卵場における操業を制限するなどの対策を強化すること。

#### ウ 大臣許可漁業

資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう、十分な説明を尽くすこと。

大臣許可漁業に対し、IQによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。

### ②混獲回避及び適切な数量管理

#### ア 混獲回避及び再放流技術開発

定置網の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、再放流の手法開発など実用的な技術を早急に確立し、技術普及が促進されるよう、導入支援を実施すること。

また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。

#### イ 適切な数量管理

数量管理を適切に実行するに当たり、放流した個体がへい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。

沖合底びき網に死んだクロマグロが入網するような事例を根絶するため、監視体制を強化すること。

### ③混獲回避、減収に対する支援制度

#### ア クロマグロ混獲回避の取組支援

混獲回避用の機器等の導入支援や、放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる機器の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避が可能な漁法への転換に必要な技術習得支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

#### イ 混獲回避型休漁支援

混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。

#### ウ 漁業収入安定対策事業の拡大

資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じ、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、支援措置を継続実施すること。

#### エ 迅速な支払い

上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

#### オ 産地魚市場や水産加工業者等への対策

産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

#### カ いか釣り漁具被害対策

クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害が生じているため、イカ水揚げ額の減少に対する補填や新たな漁具の購入への支援などの対策を講じること。 【新規】

### ④漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

## 3 遊漁者等の操業自粛措置

### ア 周知指導

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、資源管理制度について広く周知し、国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し、採捕自粛や停止を強く指導し、違反者への取締を強化すること。

### イ 採捕報告

遊漁者等からの迅速、確実かつ漏れのない採捕報告体制を確立するため、報告システムの構築と法体系を整理すること。

### ウ 遊漁制度

クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。

【新規】

## IV 沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合（大臣許可）漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマについては、令和5年3月、北太平洋漁業委員会（NPF C）で、令和5年と令和6年の措置として、公海におけるTAC、国別漁獲上限について大幅に削減する措置が合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

大中型まき網漁業等の漁獲対象がクロマグロの漁獲制限により、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。

つきましては、漁業者が長年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

### 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整

#### ①沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄

沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を目的とする関係者会議の積極的で継続的な開催及び大臣許可漁業に対する規制期間や区域の見直しによる実効性のある規制措置を検討すること。

#### ②沖合漁業に対する指導調整

沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止（自粛）区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。

#### ③カツオ、スルメイカにおける漁業調整

カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理の強化に加えて、国主導により関係漁業者が安定的な漁獲ができるよう、操業調整を早急に行うこと。

#### ④海洋環境の変化への対応

海洋環境の変化・変動と各種水産資源の資源量、漁場形成の関係についての研究を推進し、海洋環境、水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。

漁獲効率の大きい大中型まき網漁船については、海洋環境・水産資源の変化・変動に対応した適切な操業調整を行い、新規魚種拡大は抑制すること。

#### ⑤沖合漁業の漁船の大型化への対応

いわゆる「もうかる漁業」や「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針などによる漁船の大型化は、資源や漁場について沿岸漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、このような措置を進めるにあたっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスの良い規制を行うこと。

### 2 マサバ太平洋系群の適正利用

#### ①大中型まき網漁業、ロシア漁船による漁獲の指導管理

親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き、資源管理の取組みを強力に指導すること。

我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視し、漁獲物の組成等の透明化等、資源に影響が及ばないように管理するとともに、我が国の漁船の安全操業を図ること。

伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう、また、秩序ある漁場利用を図るため、当該海域における大中型まき網漁業の操業を注視し、適時、適切な指導を行うこと。

#### ②海洋環境変化を加味した目標管理基準値の設定

目標管理基準値は、海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけではなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。

#### ③漁業者等の関係者に十分配慮した資源管理措置の実施

漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制に当たっては、その減収分全額の補償を行なう等、経営を維持するための対策を講じること。

### 3 カツオ資源の適正利用

近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツ

水産資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。

また、漁場競合が生じている大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大臣許可漁業と沿岸曳縄漁業との資源利用及び操業調整の対策や取組を推進すること。

#### 4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用

外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

#### 5 沖合漁業の操業秩序の確立

##### ①VMS情報の多様な活用

沿岸資源の適正な利用や新たな数量管理への移行の取組み、資源評価の向上等のため、VMS情報の多様な活用等について、国及び都道府県における意見交換や検討会の場を設けること。

##### ②VMSを有効に活用した取締強化

VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努め、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導・取締りを強化しその結果を公表すること。

禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

##### ③AISの利用普及

AIS利用の普及に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。

#### 6 海上大規模開発事業の関係者説明

風力発電等の海上の大規模開発事業について、漁場を利用している隣県の漁業関係者に情報提供されないケースがみられている。

今後、EEZ内での開発のような関係者が広範囲に及ぶ場合も想定され、情報伝達の行き違いからくる漁業調整問題が発生する恐れがある。

審査段階での情報提供について、地元のみだけでなく、県域を超えた漁場利用等で関係する他県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること。 【新規】

## V 漁業法改正後の制度運用について

改正漁業法では、TAC魚種の拡大など新たな資源管理措置が図られ、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱えています。

また、新たな制度の運用にあたり、事務の円滑化や漁獲報告の負担軽減が求められております。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

### 1 改正漁業法施行後の事務の円滑化

#### ①事務の円滑化

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、「水産資源の適切な管理」や「漁業秩序の確立」等を推進するため、改めて、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に対して柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

#### ②申請、報告システムの構築

システムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、令和6年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。

### 2 新たな資源管理措置等

#### ①自主的な資源管理の評価

新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、漁獲量管理に固執せず、自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。

また、ロードマップ等に示されているスケジュールにこだわらず、精度の高い資源評価や生態解明、資源量・再生産の分析・評価を行うこと。資

源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種や、数量管理が困難又は適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないこと。

#### ②TAC対象魚種追加の慎重な議論

TAC対象魚種の追加は、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者の意見を十分に聴き、種々の課題に対する具体的な解決策を示しながら、関係者の理解を得た上で、資源状況、漁業実態、経済価値のみならず対象魚種の放流技術開発状況や休漁補償等の影響緩和策と併せて慎重に議論すること。

また、数量管理が困難もしくは適さないと判断される魚種をTAC対象とすることへの漁業者等の疑問・疑念を真摯に受け止め、丁寧に議論し、漁業者の十分な理解を得た上で慎重に進めること。

#### ③漁業経営に配慮した漁獲管理

複数魚種を同時に漁獲する漁法では、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定し、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に制限がかからないようにするなど、漁業実態に適した管理手法を示すこと。

資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。

#### ④地域産業の成長対策の具体化

漁獲量の規制は漁業機会の減少が伴うため、新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。

#### ⑤正確な漁獲量を把握する仕組み

TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握し、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。

#### ⑥定置網等の特性に応じた数量管理技術開発

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

## VI 外国漁船問題等について

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いていますが、竹島の不法占拠、尖閣諸島に対する不当な干渉等により、我が国の排他的経済水域、暫定水域等において近隣国との大きな問題が続いています。

我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。

我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど外国漁船の違法操業の影響に加えて、スルメイカ資源の減少もあいまって、いか釣り漁船の経営は非常に厳しい状況となっています。

分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りがTAC魚種拡大の議論の前に必要との意見が出されています。

外国漁船は、資源管理の必要性を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、悪質な当て逃げ事故、衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイルは令和4年以降はこれまでにない頻度で発射され、令和5年6月15日に発生した事案においては、ベにずわいがかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一步間違えれば大惨事となった可能性があります。海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

### 1 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定

竹島の領土権を早急に確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域を撤廃すること。

境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方針を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、国が調整すること。

## 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

### ①日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制

日台漁業取決め適用水域内から、「東経 125 度 30 分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、我が国の経済水域内においては、取決め適用水域を除いて台湾漁船の操業を一切認めないこと。

また、先島諸島の南側の水域等、取決め適用水域の拡大については、今後一切、協議の対象としないこと。

### ②日台漁業取決め適用水域内の安全操業確保と台湾漁船の P I 保険の加入の義務化

日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船の P I 保険への加入義務化を促すこと。

### ③韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立

韓国のはえ縄漁船は、我が国漁船と漁場競合しており、我が国の E E Z 内における操業を禁止し、取締強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。

ベニズワイガニなど分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りが T A C 魚種拡大の議論の前に必要であることから、日韓関係改善の動きを捉え、漁業秩序確立と実効性のある資源管理体制の確立に向けた協議を進めること。

また、分布域に暫定水域を含む魚種の適切な資源管理のため、両国が連携し、調査を実施する体制を整えること。

### ④中国漁船の日中暫定水域や E E Z 内の操業秩序確立とサンゴ網対策

中国については、日中暫定水域において我が国の漁船が安心して操業できるよう、中国漁船の操業条件を遵守させ、今後とも一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。

さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。

また、北緯 27 度以南の海域について、日中漁業共同委員会の協議の対象

となるよう日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

#### ⑤対ロシア漁業の操業機会の確保

現在、北海道では、ロシアとの漁業協定に基づき、地先沖合漁業を始め4種の漁業が行われており、地域経済において重要な役割を果たしていることから、今後とも協定の下での操業が継続されることはもとより、対ロ交渉において、協力金の引き下げ等の操業条件の緩和や、国による支援の継続が必要となっている。

地先沖合漁業を始めとする対ロ漁業の操業機会の確保を強力に推進するとともに、積極的な外交交渉による操業条件の緩和と国による支援を行うこと。

#### ⑥EEZ内におけるロシア大型トロール船による漁具被害の防止

我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。

現実的に漁具被害が発生していることから、ロシア船による漁具被害において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無にかかわらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

### 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保

#### ①領海及びEEZ内における外国漁船に対する徹底した取締りの実施

サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業、スルメイカの無秩序な漁獲、日本漁船の近くでの操業及び漁場の違法占有等の事案を未然に防ぐため、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻及び人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。

#### ②外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や関係機関に対する情報提供

中国公船による我が国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接、周辺で操業する漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。

#### ③外国漁船等の避泊による地元漁業や環境に対する影響の防止

外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、台風の接近などの船舶

に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域中の基本ルールの遵守徹底、国による指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。

#### ④北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保

北朝鮮のミサイル発射について、令和5年6月15日に発生した事案においては、べにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一步間違えれば大惨事となった可能性がある。

外交ルート等を通じて根本的な解決を図り、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁船に登載されたVMSの位置情報を活用するなど、的確な情報伝達、安全確認体制の構築及び緊急連絡体制の充実など安全確保への一層の強化を図るとともに、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。

万が一、自国漁船が被災した場合の救援救出等について早急に検討すること。

#### 4 投棄漁具等による被害の救済

韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。

海底清掃の実施後も回収しきれない放置漁具が漁場に残っているサンゴ網について、除去技術の開発を図り、回収に努めること。

## Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特に遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されることから、漁業制度や遊漁マナーの啓発、遊漁者の資源利用実態把握と資源管理を行わせる体制整備が求められています。

プレジャーボート等には運行に係る安全性の確保及び漁具への被害の防止が必要であり、利用者に対する保険加入の義務付け、物損被害への補償の充実や、利用者の把握のための組織化が必要です。

操縦免許・船舶検査が不要なミニボート（登録長 3m 未満、出力 1.5kW 未満、プロペラによる身体障害防止機構あり）は、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、ミニボートによる海難事故が発生していることから、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

一方、機動性の高いプレジャーボートや水上オートバイ等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えており、無謀な操船で海難事故が頻発しているところ です。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

### 1 遊漁と漁業の調整

#### ①遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施

ア 地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。

イ 遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。 【新規】

ウ より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所

等) についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。 【新規】

## ②スピアフィッシングに対する規制強化

漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務付け、安全教育や業界への指導・普及啓発を強化すること。

## ③遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、漁業者の主要な漁獲対象である魚種について、法整備等により釣獲実績報告を義務化させ、資源利用の実態を把握し、資源評価に活用するなど適確に管理する制度を創設すること。

## ④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備

漁業と遊漁の問題は、漁業調整規則と海区漁業調整委員会指示で対処できる採捕行為の問題にとどまらず、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持全般に多大な影響を及ぼしている。

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から、遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進め、全国的な資源管理のルール導入を図ること。

都道府県域を超えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の制度化を検討すること。

## 2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

### ①プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険加入義務化

プレジャーボートの事故発生率は自動車より高いことから、プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

### ②利用者の組織化によるマナーの周知徹底

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

また、無謀な操船で海難事故が頻発している水上オートバイについて

も、免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、継続的に研修を受講させること。利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。 【新規】

### 3 ミニボート等による危険行為の防止

#### ①安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面利用者相互の安全を確保するため、海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。

安全対策上の制度創設等に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後とも、より一層協力しながら行うこと。

#### ②安全講習の義務化と円滑な救難活動のための所有者把握

ミニボート等（SUPを含む）を販売する際に、「操縦や安全性についての講習受講」を義務付けるとともに、インターネット購買者も含めた販売条件とするよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。

海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れがあることから、円滑な救難活動のためにも、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

#### ③ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボート利用者に保険加入を義務付けること。法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

賠償責任保険の強制加入が法制化されるまでは、任意保険への加入促進のため、より実効性のある取組みを強力に推進すること。

日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である、船底がFRP成型されていない推進器付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。

## 第 4 号 議 案

次期通常総会の開催地について

## 次期通常総会の開催地について

令和7年度通常総会（第61回）を山口県で開催する。

## 令和6年度連合会会長表彰

- ・被表彰者名簿

海区漁業調整委員会委員表彰（8名）

事務局職員ほう賞（1名）

## 令和6年度連合会会長表彰 被表彰者名簿

### 1 海区漁業調整委員会委員表彰（一般表彰）一覧

No.	区分	都道府県	海区	氏名	ふりがな
1	一般表彰	北海道	石狩後志海区	丹野 雅彦	たんの まさひこ
2	一般表彰	北海道	網走海区	石塚 治	いしづか おさむ
3	一般表彰	北海道	宗谷海区	吉田 幹也	よしだ みきや
4	一般表彰	青森県	青森県西部海区	福田 隆一	ふくだ りゅういち
5	一般表彰	福井県	福井海区	後藤 正邦	ごとう まさくに
6	一般表彰	愛知県	愛知海区	吉武 正康	よしたけ まさやす
7	一般表彰	徳島県	徳島海区	福島 茂	ふくしま しげる
8	一般表彰	大分県	大分海区	疋田 一則	ひきた かずのり

### 2 事務局職員ほう賞一覧

No.	区分	都道府県	海区	氏名	ふりがな
1	職員ほう賞	沖縄県	沖縄海区	本永 文彦	もとなが ふみひこ